

平成18年度国土施策創発調査

京都を中心とした歴史都市の総合的魅力向上調査に係る
文化財を地域に活かす支援組織と制度のあり方の実効性調査報告書

平成19年3月

国土交通省近畿地方整備局

京都市・大津市・宇治市

<目次>

I. 調査の目的.....	1
1. 背景と目的	1
2. 調査の流れ	2
3. 本調査で対象とする文化財	3
II. 文化財保護に係る現況	4
1. 京都市内文化財件数	4
2. 京都市内文化財件数の推移	5
3. 文化財保護経費の推移	12
4. 文化財保存に関する各種制度	14
III. 文化財所有者の課題及びニーズ (所有者アンケート結果)	17
1. 文化財の保存に関する所有者の課題及びニーズ	17
2. 文化財の公開・活用に関する課題及びニーズ	24
IV. 文化財支援組織の取組及び課題 (ヒアリング・資料調査結果)	31
1. 主な文化財支援団体等の取組み	31
2. 主な文化財支援団体等の課題	36
V. 文化財支援のあり方に関する検討 (ワーキング検討結果)	42
1. 文化財を活かした京都の魅力向上のあり方	42
2. 文化財支援団体の機能強化・ネットワーク形成	44
3. 求められる文化財支援のあり方～文化財所有者の観点から～	45
4. 地域で支える文化財支援の仕組み・機能～メディアからの視点を中心に～	47
5. 文化財支援組織の資金調達・資金運用	48
VI. 文化財保護の望ましいあり方と実現方策 (調査総括)	50
1. 文化財保護に係る問題の構造 (負のスパイラル)	50
2. 文化財保護の望ましい姿 (正のスパイラル)	52
3. 文化財保護の望ましい姿へのアプローチ	54
4. 新たな関係者の文化財支援参加促進モデル	57

VII. 望ましい支援組織と制度のあり方 (具体方策の提案)	61
1. 地域魅力を高める文化財支援体制のコンセプト	61
2. 文化財を地域に活かす文化財支援のあり方	63
VIII. 今後の具体事業のアイデア (重点施策案)	76
IX. 参考資料	87
1. 京都を中心とした歴史都市総合的魅力向上のための文化財調査検討委員会	87
2. ワーキンググループ (再掲)	91
3. 所有者アンケート	100
4. 文化庁の主な支援施策等	133
5. その他の文化財支援に関連する補助, 助成制度等	138
6. 海外主要国の文化財行政等	144
7. 非営利団体の資金調達事例	149

I. 調査の目的

1. 背景と目的

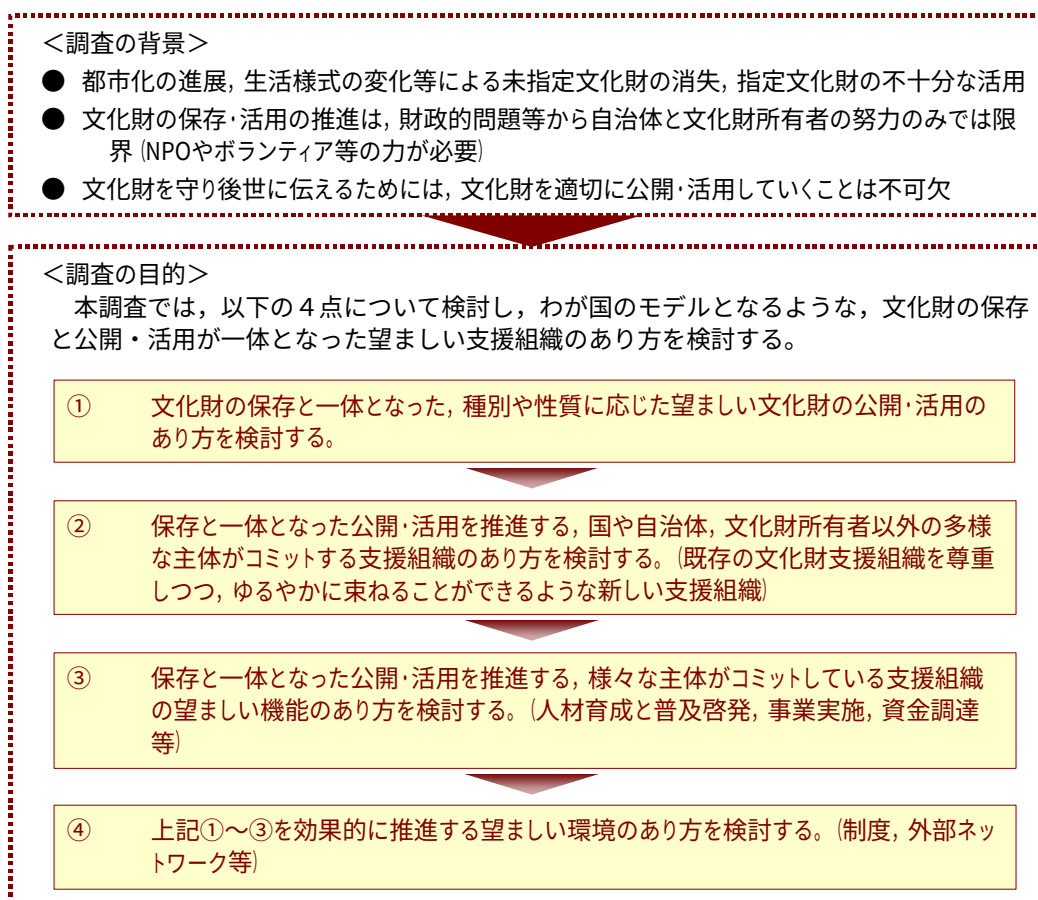
文化財への理解を深め、関心を持ってもらいながら、文化財を守り後世に伝えることは、わが国にとって極めて重要なことであり、現在、文化財を適切に保存・活用していくことが全国的に望まれている。

一方で、厳しい財政状況の下、文化財の保存・活用を推進するに当たっては、国や自治体と文化財所有者の努力のみでは限界があり、大学、文化財研究所等の専門的機関における専門性を活かすことや、NPOやボランティア等を活用した支援組織のさらなる充実が求められている。

このような背景を踏まえ、文化財の望ましい保存・活用のあり方、及びこれを可能とする制度のあり方について検討する。

また、支援組織の実効性を踏まえながら、全国に先駆けた文化財支援モデルの提案を行い、次年度以降の文化財支援のあり方を提案する。

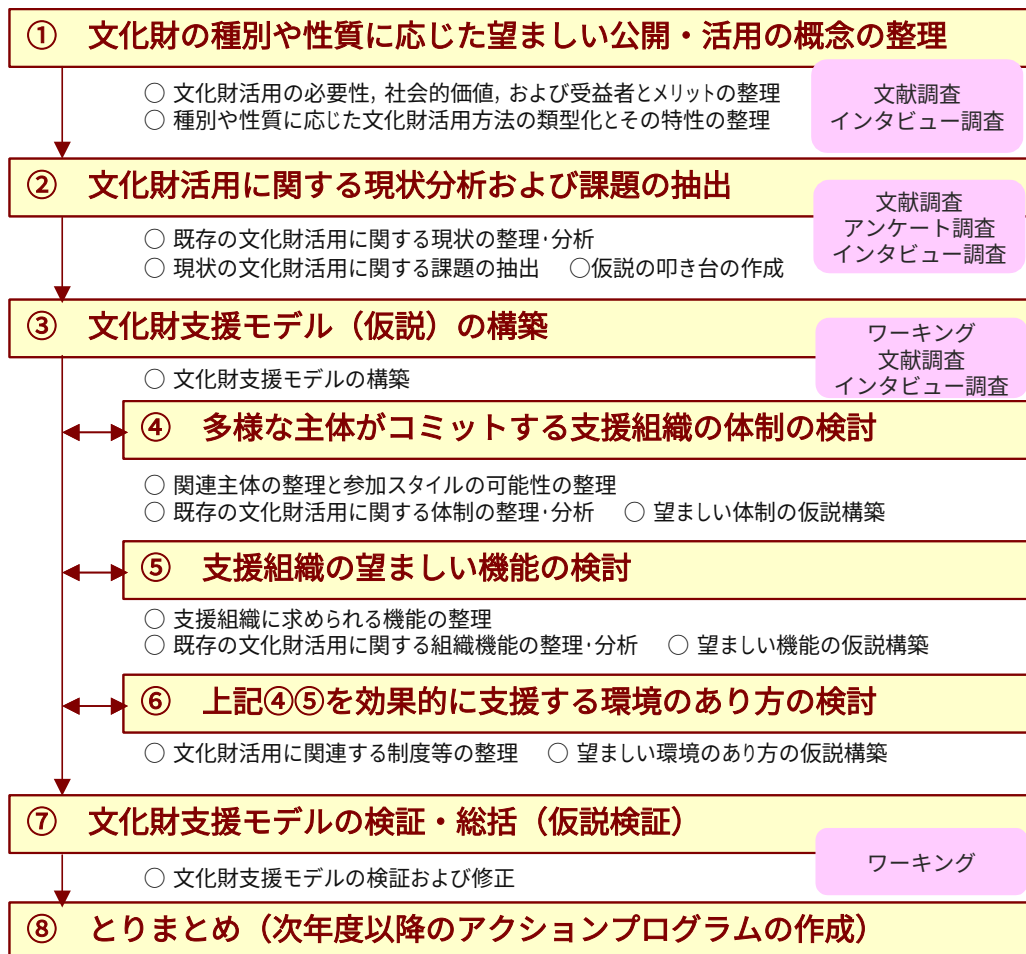
図表 1



2. 調査の流れ

本調査は、以下の調査フローで行った。

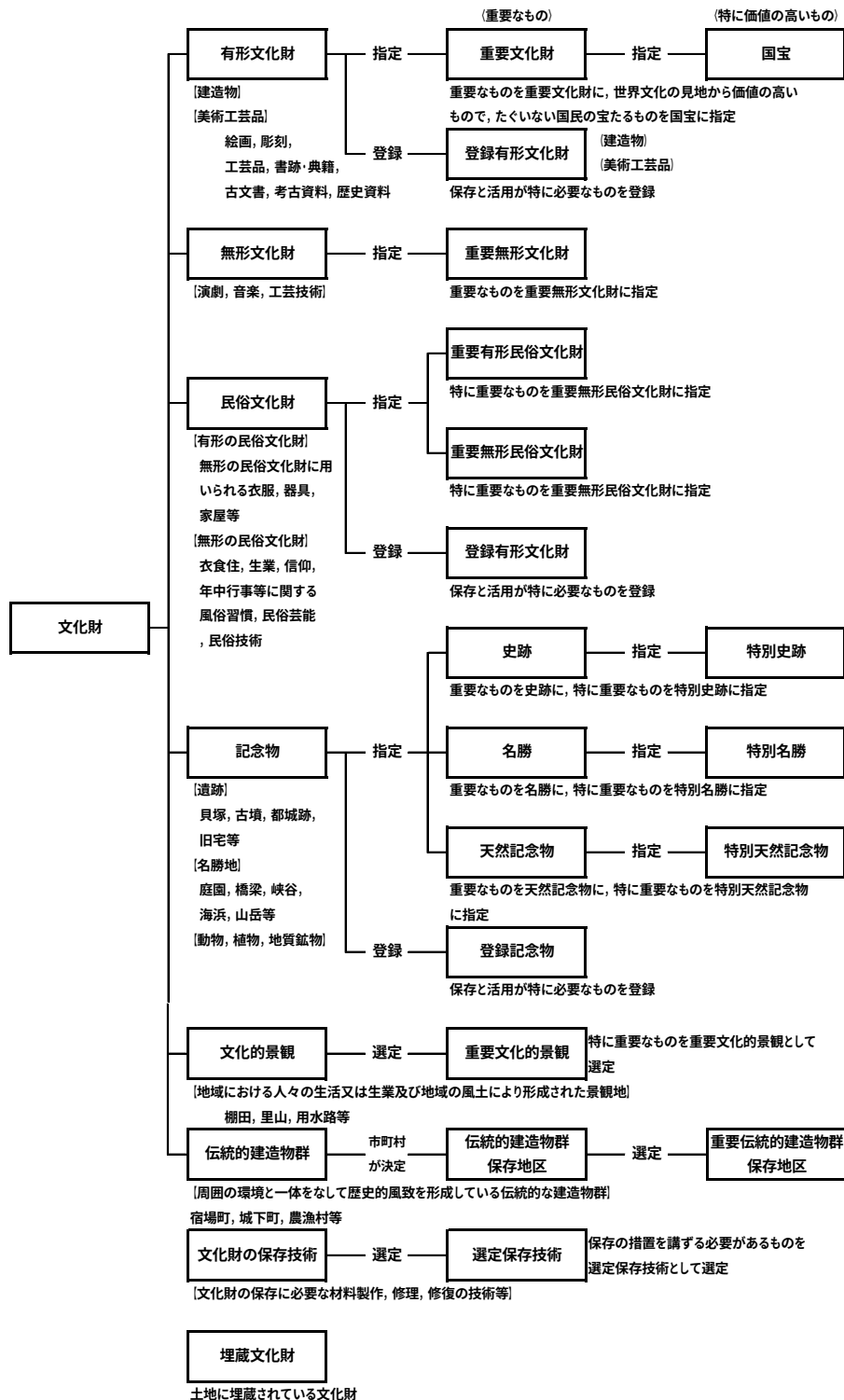
図表 2 調査フロー



3. 本調査で対象とする文化財

本調査では、有形文化財（建造物、美術工芸品）及び記念物（史跡、名勝）を対象とする。

図表 3 文化財体系図



II. 文化財保護に係る現況

1. 京都市内文化財件数

平成 18 年 8 月 1 日時点における京都市内の有形文化財の件数は、国宝が 211 件（全国件数の 19.7%）、重要文化財が 1,822 件（全国の 14.5%）、登録文化財が 175 件（3.2%）となっており、京都市指定・登録文化財は 298 件、京都府指定・登録文化財は 122 件にのぼる。

図表 4 京都市内文化財件数（平成 18 年 8 月 1 日時点）

区 分			京都市			京都府			国						
			指定	登録	計	指定	登録	計	国宝		重要文化財		登録		
									市内 (全国%)	全国	市内 (全国%)	全国	市内 (全国%)	全国	
有形文化財	建造物	社寺	41	7	48	40	6	46	39		171				
		町家	10	3	13						2				
		民家	7	5	12	1		1			5				
		近代洋風	6	7	13						7				
		近代和風	3		3						1				
		その他		1	1				1		15				
		小計	67	23	90	41	6	47	40 (18.8)	213	201 (8.7)	2,298	174 (3.2)	5,428	
	美術工芸品	絵画	71	3	74	18		18	43	157	450	1,952			
		彫刻	49	6	55	14		14	30	126	286	2,615			
		工芸品	22	1	23	15		15	13	252	161	2,405			1
		書跡・典籍	5		5	6		6	81	223	646	1,857			
		古文書	10	23	33	8		8	2	59	53	717			
		考古資料	5		5	6		6	2	41	14	559			1
		歴史資料	9	4	13	8		8		2	11	150	1 (50)	2	
	小計	171	37	208	75		75	171 (19.9)	860	1,621 (15.8)	10,255	1 (25)	4		
	計		238	60	298	116	6	122	211 (19.7)	1,073	1,822 (14.5)	12,553	175 (3.2)	5,432	
無形文化財		個人				6		6	14 (12.3)	114	*重要無形文化財保持者=人間国宝				
		保持団体								25	*重要無形文化財は保持者・団体数を示す				
民俗文化財									重要有形民俗文化財 (全国比%)	全国	重要無形民俗文化財 (全国比%)	全国	登録有形民俗文化財 (全国比%)	全国	
	有形民俗文化財		4	3	7	1		1	2 (1.0)	203				3	
	無形民俗文化財	風俗習慣等		39	39		1	1			1				
		民俗芸能		12	12	1	1	2			5				
		小計		51	51	1	2	3			6 (2.4)	246			
	計		4	54	58	2	2	4	2 (1.0)	203	6 (2.4)	246		3	
記念物									特別史跡・名勝・天然記念物 (全国比%)	全国	史跡・名勝・天然記念物 (全国比%)	全国	登録記念物 (全国比%)	全国	
	史跡		14	12	26	3		3	3	60	51	1,553		2	
	名勝		26	3	29	1		1	9	29	35	298		4	
	天然記念物	動物	1	1	2						2				
		植物	24	9	33	2		2			4				
		地質									1				
		小計	25	10	35	2		2		72	7	932			
	計		65	25	90	6		6	12 (7.5)	161	93 (3.3)	2,783		6	
	文化的景観											2			

2. 京都市内文化財件数の推移

政令指定都市の国宝・重要文化財の件数は、全国一位の京都市が 2,023 件で、2 位の大阪市の 302 件にも大きく差をつけており、全国の 15%程度を占めている。

一方、京都市の指定文化財の件数は昭和 58 年に急激に増加し、昭和 60 年までは緩やかに減少、昭和 61 年から平成 16 年までは 6～19 件で推移しているが、平成 17 年、18 年は、5 件未満で、過去最も少なくなっている。

また、京都市の登録文化財の件数は、昭和 58 年に急激に増加し、その後は減少、平成 2 年からは 5 件未満で推移している。

図表 5 政令指定都市の国宝・重要文化財件数

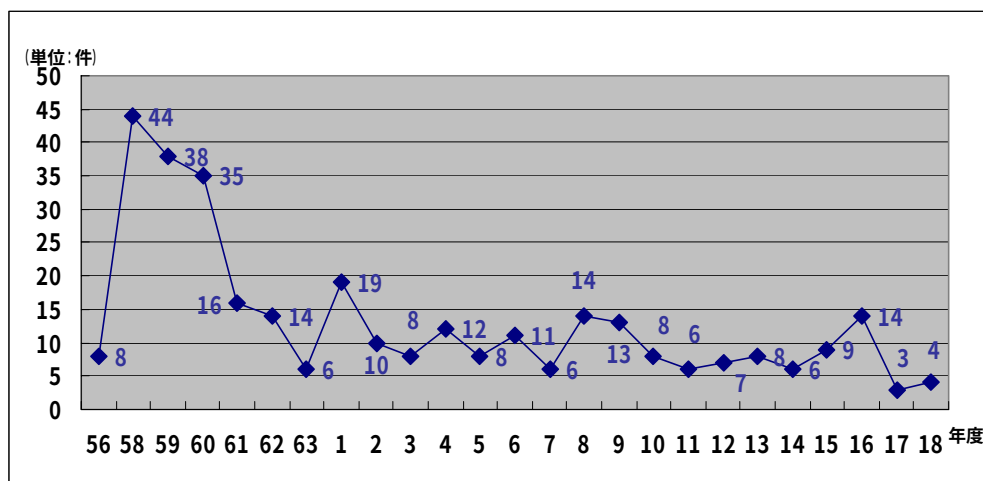
	京都市	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
国宝	211	0	4	0	2	0	2	3
重要文化財	1,812	7	17	1	3	12	79	37

	名古屋市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	全国
国宝	5	24	1	4	1	0	6	1,071
重要文化財	113	278	26	152	14	3	77	12,495

※) 平成18年4月1日現在

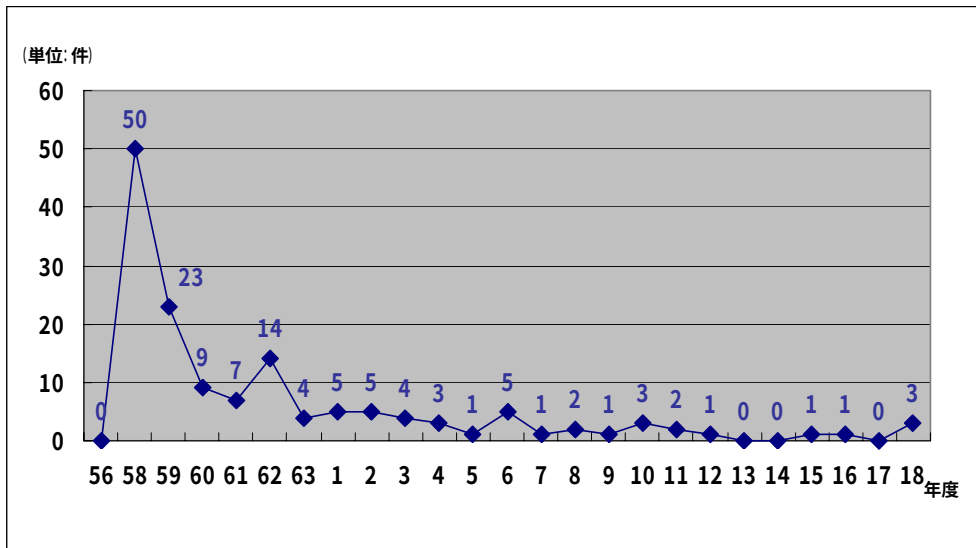
出展) 文化庁統計資料より作成

図表 6 京都市の指定文化財の件数（含む旧京北町）



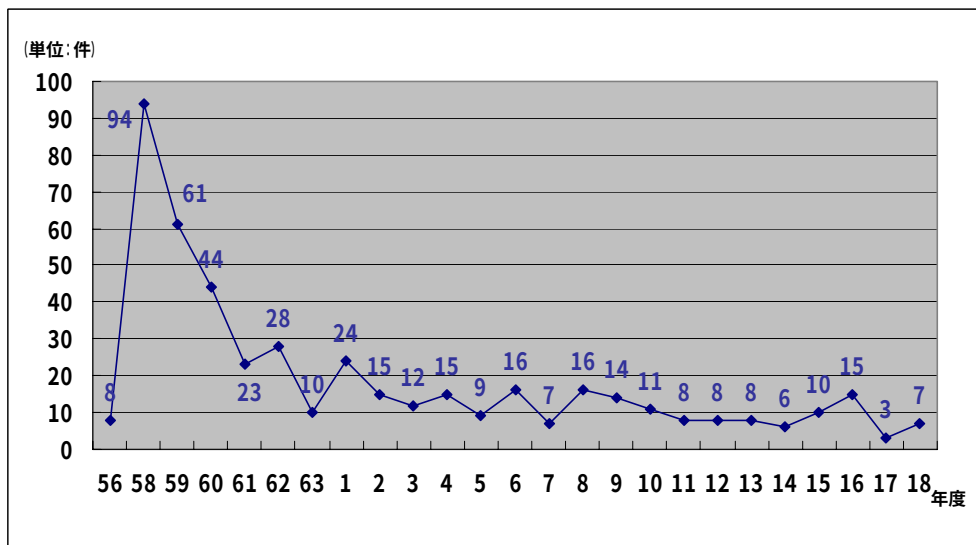
出展) 京都市統計資料より作成

図表 7 京都市の登録文化財の件数



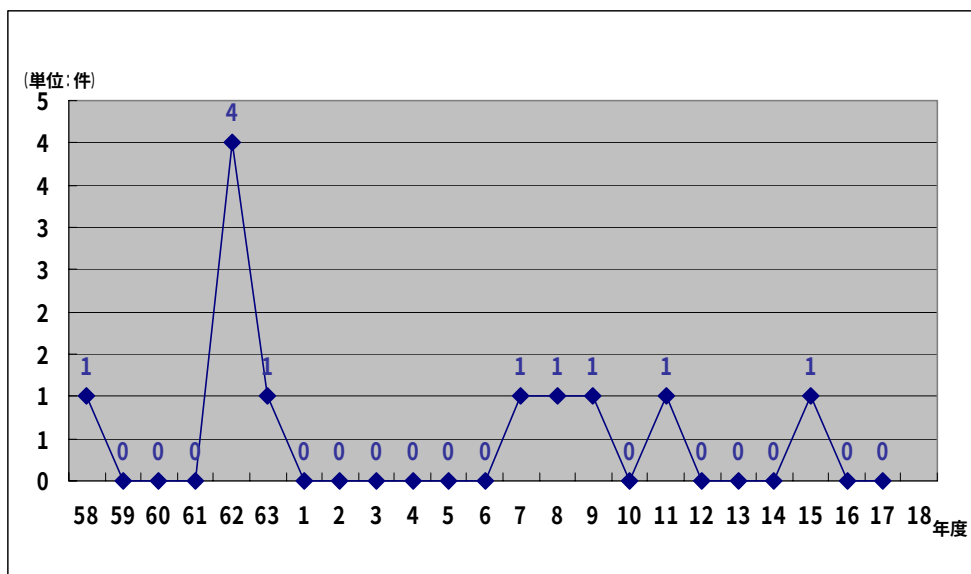
出展) 京都市統計資料より作成

図表 8 京都市の指定・登録文化財の合計 (含む旧京北町)



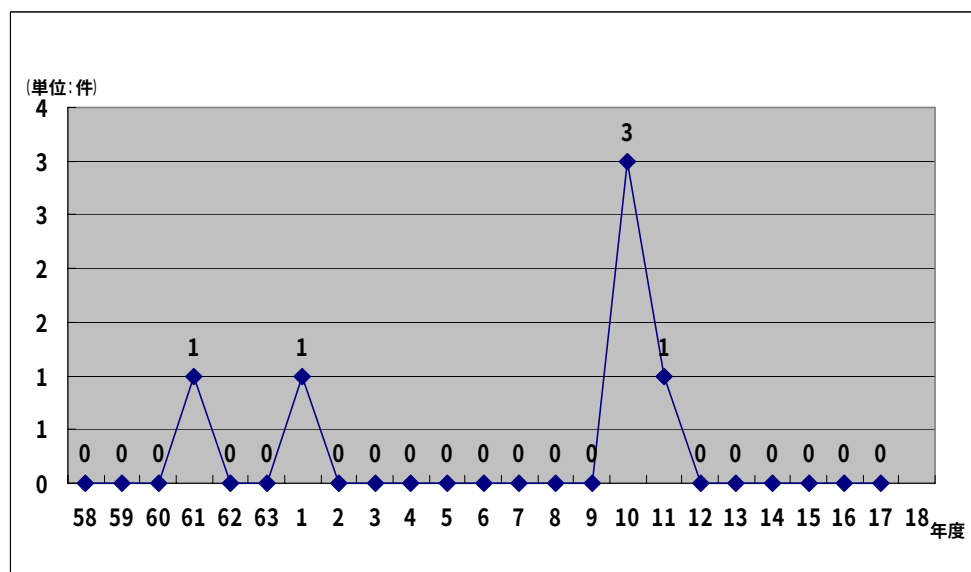
出展) 京都市統計資料より作成

図表 9 京都市の指定解除件数



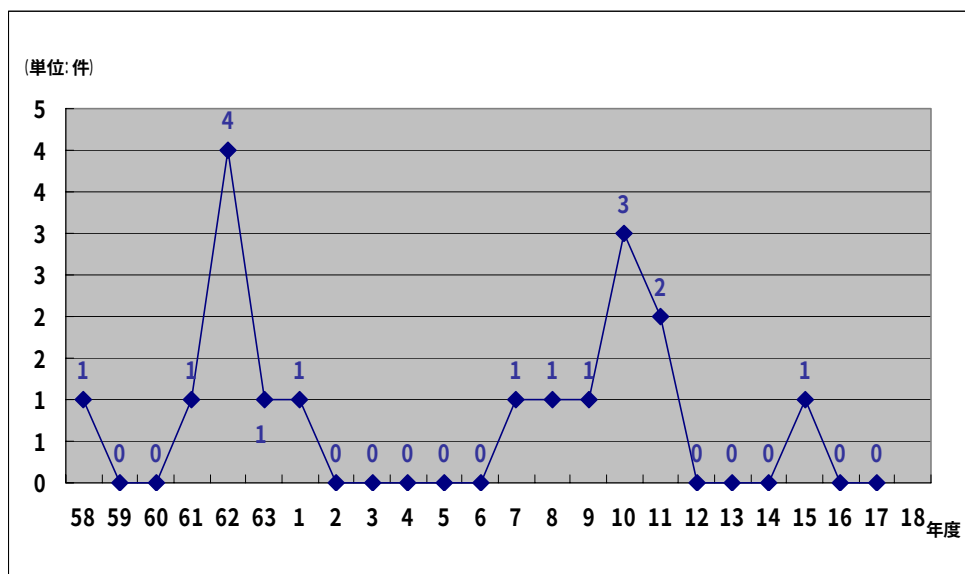
出展) 京都市統計資料より作成

図表 10 京都市の登録解除件数



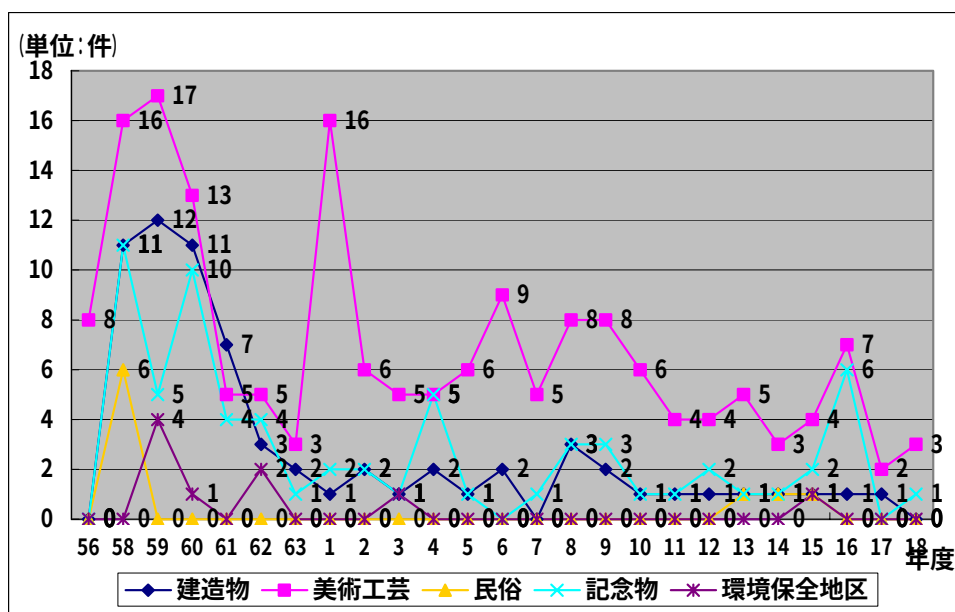
出展) 京都市統計資料より作成

図表 11 京都市の指定・登録解除の合計



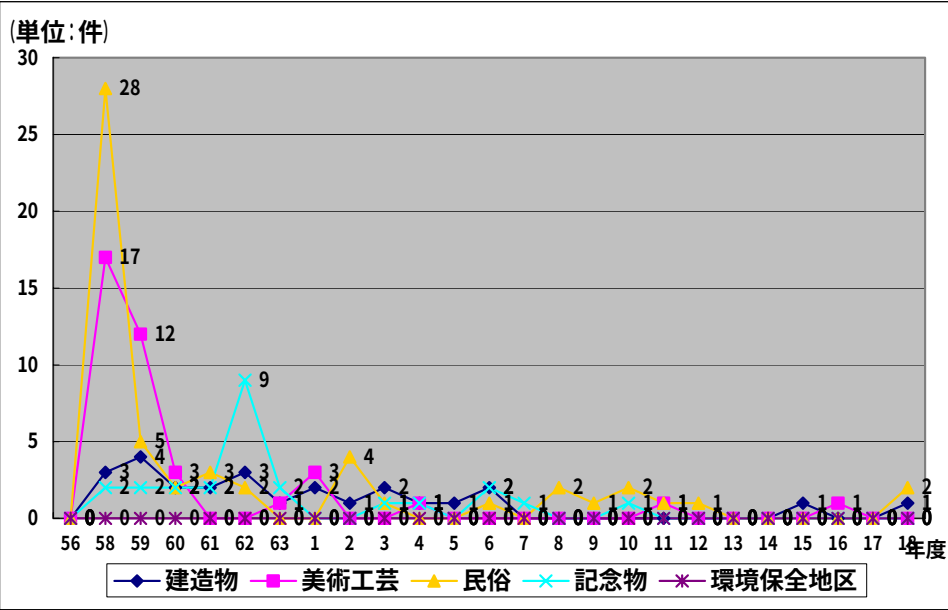
出展) 京都市統計資料より作成

図表 12 京都市の種類別指定文化財の件数 (含む旧京北町)



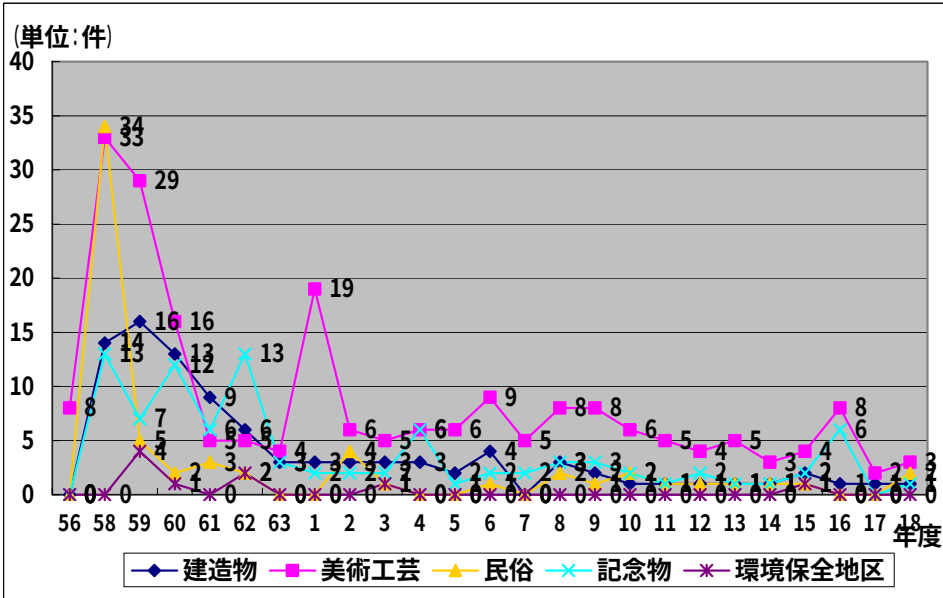
出展) 京都市統計資料より作成

図表 13 京都市の種類別登録文化財の件数



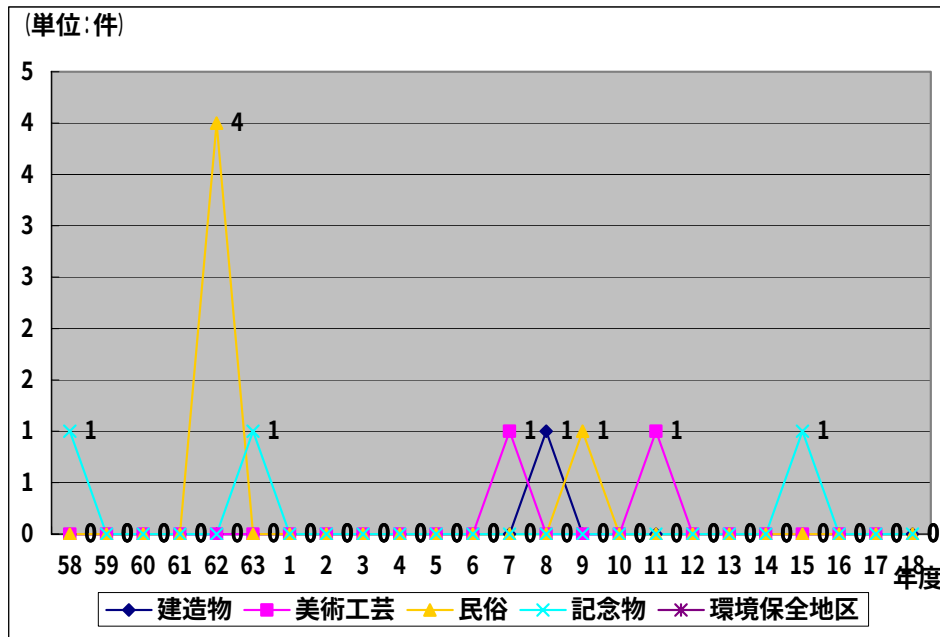
出展) 京都市統計資料より作成

図表 14 京都市の種類別指定・登録文化財の合計 (含む旧京北町)



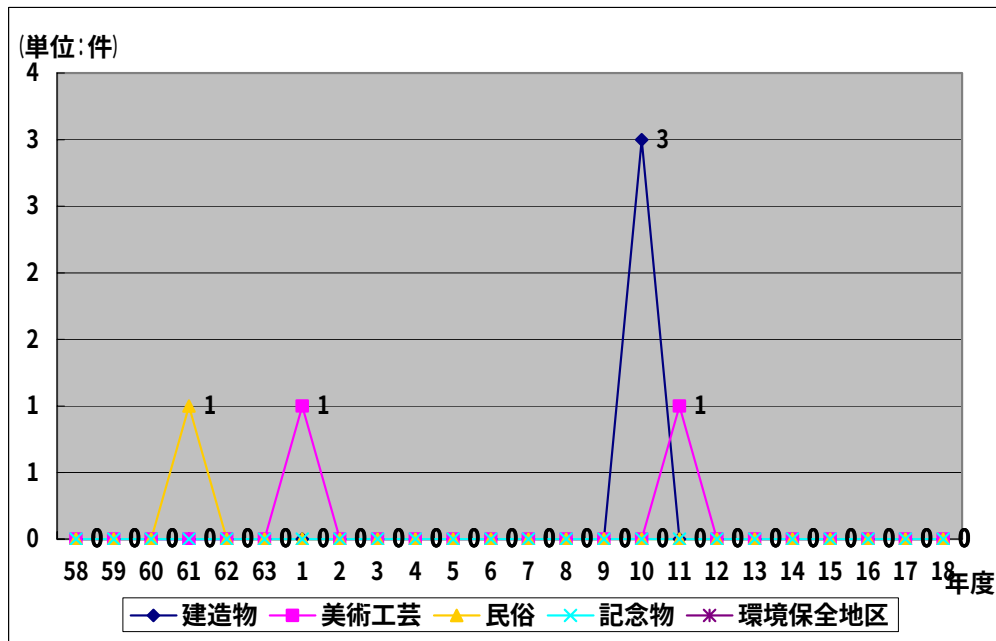
出展) 京都市統計資料より作成

図表 15 京都市の種類別指定解除



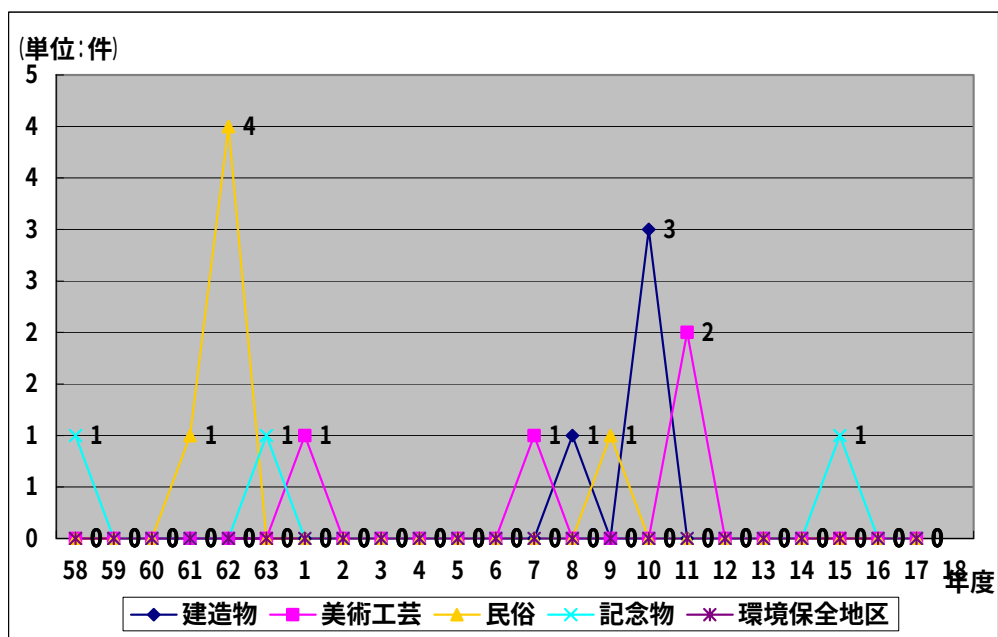
出展) 京都市統計資料より作成

図表 16 京都市の種類別登録解除



出展) 京都市統計資料より作成

図表 17 京都市の種類別指定・登録解除の合計



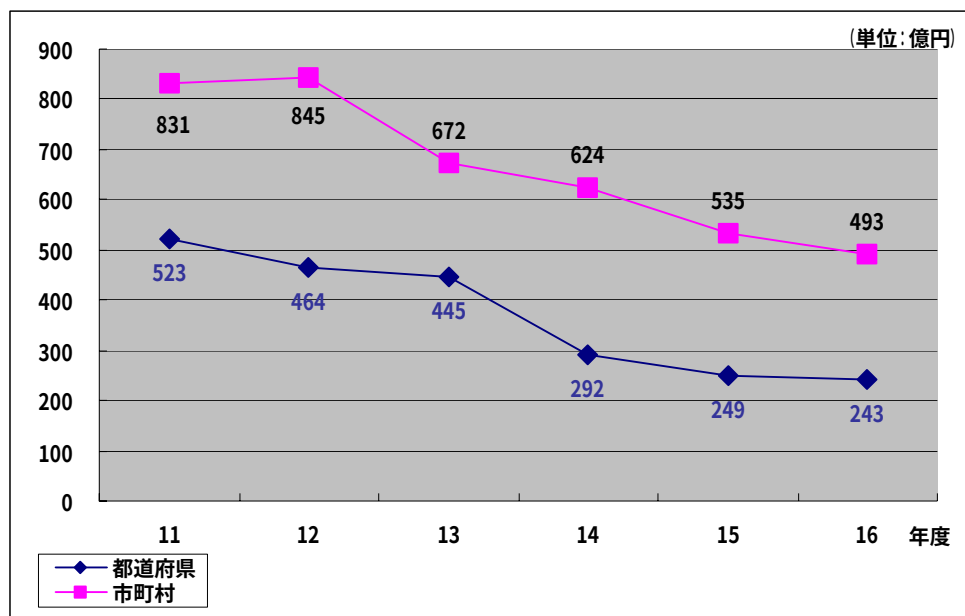
出展) 京都市統計資料より作成

3. 文化財保護経費の推移

都道府県の文化財保護経費は平成 12 年度の 845 億円を頂点に漸減傾向にあり、平成 16 年度には、ピーク時の 6 割弱まで減額している。市町村の文化財保護経費も同様に漸減傾向にあり、平成 11 年は 523 億円であったが、平成 16 年には 5 割以下となっている。京都市内における文化財保存修理事業に対する近年の国庫補助金は、金額に大きな変動はないが、平均補助率は平成 14 年の 60.3%をピークに平成 17 年には 54.8%に減少している。

京都市の指定・登録文化財に対する補助金は、総額では、平成 16 年に大きく減少し、その後横ばいの状態である。また、一文化財当たりの平均額では、平成 8 年から平成 9 年にほぼ半額にまで減少し、その後、ゆるやかに減少している。

図表 18 文化財保護経費



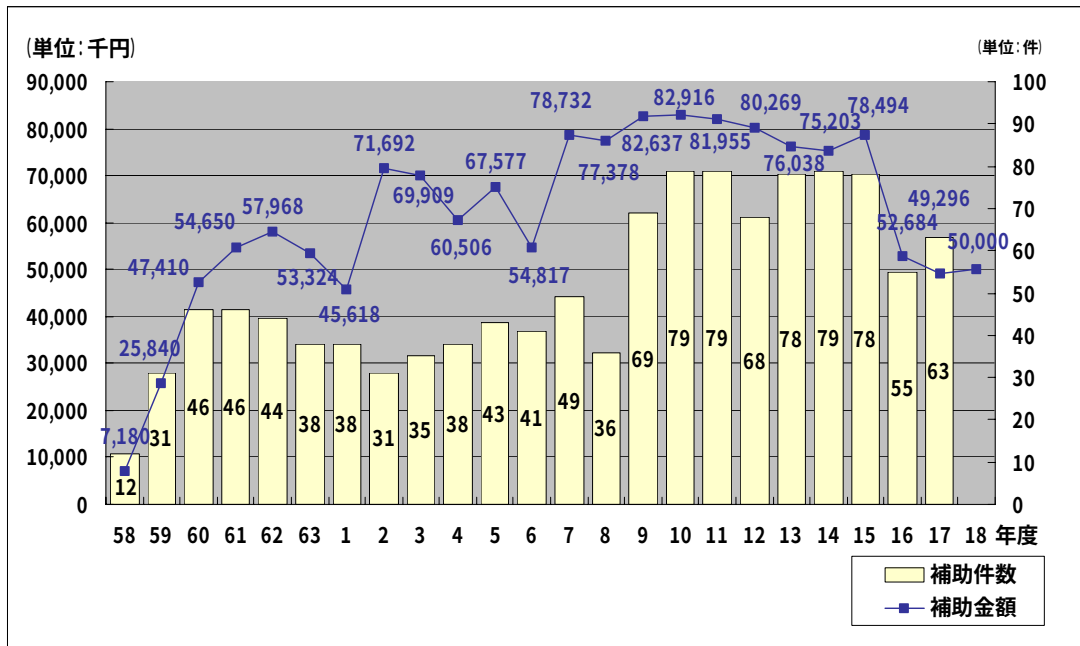
出展) 京都市統計資料より作成

図表 19 京都市における文化財（重要文化財等）保存修理事業に対する国庫補助金の状況（単位：千円）

	事業費	補助金額	平均補助率(%)
13年度	1,697,130	1,005,837	59.3
14年度	1,647,778	993,468	60.3
15年度	1,982,366	1,144,584	57.7
16年度	2,224,014	1,215,674	54.7
17年度	2,224,015	1,215,675	54.8

出展) 京都市統計資料より作成

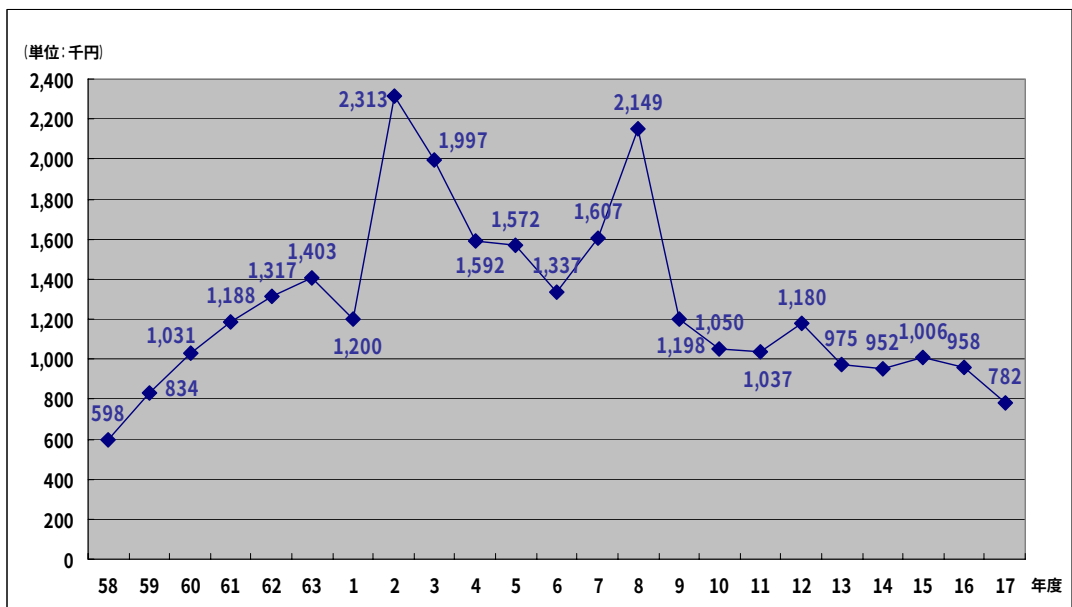
図表 20 京都市の指定・登録文化財に対する補助金額



※) 金額は、昭和 58 年度～平成 17 年度までは、決算額を、平成 18 年度は予算額を示す。

出展) 京都市統計資料より作成

図表 21 京都市の指定・登録文化財に対する 1 件あたりの平均補助金額



※) 金額は、昭和 58 年度～平成 17 年度までは、決算額を、平成 18 年度は予算額を示す。

出展) 京都市統計資料より作成

4. 文化財保存に関する各種制度

文化財保護に関して、国庫補助や自治体の助成、税減免等の制度が設けられている。

図表 22 文化財国庫補助事業一覧

補助事業			補助率	補助事業者	
有形文化財等の保存整備	建造物	調査	近代和風建築の総合調査、近代の産業・交通・土木に関する建造物の総合調査	50	都道府県
		保存修理	国宝・重要文化財（建造物）の屋根葺替・解体等保存修理	定額（50～85）	所有者、管理団体
		防災施設等	国宝・重要文化財（建造物）を災害等から守るための自火報、消火設備の設置等	定額（50～85）	所有者、管理団体
	美術工芸品	調査	古文書、歴史資料の保存調査	50	地方公共団体
		保存修理	国宝・重要文化財（美術工芸品）の解体、剥落防止等保存修理	定額（50～85）	所有者、管理団体
		防災施設等	国宝・重要文化財（美術工芸品）を災害等から守るための自火報、消火設備の設置等	定額（50～85）	所有者、管理団体
	記念物	調査	天然記念物の生態、分布等緊急調査	50	地方公共団体
		史跡等保存管理計画策定	史跡等の管理基準の策定	50	地方公共団体
		保存修理	史跡・名勝・天然記念物を保存するための修理、環境整備等及び「歴史の道」の保存整備等	50	所有者、管理団体、地方公共団体
		史跡等活用特別事業	ふるさとの歴史や伝統的文化と触れ合い、慣れ親しむ場所としての史跡等の活用特別事業	50	地方公共団体（所有者、管理団体）
		防災施設	史跡・名勝・天然記念物を災害等から守るための土留、自火報設置、害虫駆除等	50	所有者、管理団体
		天然記念物保護増殖	天然記念物保護増殖のための給餌、樹生回復、施肥等	50	所有者、管理団体
		天然記念物食害対策	天然記念物であるカモシカ、ツルの農作物等に対する食害防止	2／3	地方公共団体
	景観的 文化財	保存活用	文化的景観の保存活用するための調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業等	50	地方公共団体
		調査等	開発等に対処するための遺跡等の発掘調査、分布調査等及び出土した木製、鉄製遺物の保存処理	50	地方公共団体
	伝統的建造物群	調査	伝統的建造物群の保存対策調査	50	市町村
		保存修理	重要伝統的建造物群保存地区の建造物等の修理、修景、復旧、集落・町並み拠点整備事業等	50	市町村
		防災施設等	重要伝統的建造物群保存地区の建造物等を災害等から守るための自火報、消火設備の設置等	50	市町村
	管理費等	法隆寺文化財管理	法隆寺指定文化財の防災施設の整備等管理	定額	法隆寺
		国有文化財管理	文部科学省所管文化庁所属の文化財である国有財産の荒廃防止、見回り監視等保存管理	80	管理団体
		指定文化財管理	国宝重要文化財等の維持管理	50	地方公共団体
無形文化財等の保護	無形文化財	伝承	重要無形文化財を保護するための「わざ」の錬磨及び後継者養成	定額	保存団体、保持者 地方公共団体
		公開	重要無形文化財等を保存、振興するための公開	定額	保存団体、保持者 地方公共団体
	民俗文化財	調査	民俗文化財の実態、分布についての保存対策緊急調査	50	地方公共団体等
		修理・防災	重要有形民俗文化財の保存修理及び災害等から守るための防災施設設置	50	所有者、管理団体
		民俗文化財保存活用支援活動	重要無形民俗文化財関係用具、施設の修理等、重要無形民俗文化財に関する調査、復原、記録作成等	50	所有者、管理団体、地方公共団体
		伝承	伝統的な年中行事、民俗芸能等の保存を図るための伝承者養成、現地公開、記録作成等	定額、50	保護団体、市町村等
	文化財保存技術		選定保存技術である重要文化財等の修理技術等の保存伝承	定額	保存団体、保持者
	国宝重要文化財等の保存施設整備	文化財保存施設	国宝重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財を火災等の災害から守るための収蔵施設建設事業	定額（50～80）	所有者、管理団体
		埋蔵文化財センター	埋蔵文化財の調査、出土品、資料等の整理研究等を図るためのセンター的機能を有する施設の建設	定額	都道府県、市
出土文化財保管センター		出土文化財を集中的に管理保管する施設の建設	定額	市町村	
地域中核史跡等整備特別事業（整備）		国分寺、国府等の史跡の整備・活用	定額	地方公共団体	
天然記念物整備活用事業		天然記念物の保存について、理解を深めるための学習施設、野外観察施設等の整備	定額	所有者、地方公共団体	
史跡等の買上げ		民有地である史跡、名勝、天然記念物を開発等から守り保存するための土地買上げ事業	80	地方公共団体	

図表 23 京都府・京都市等の関連助成事業等

(単位:千円)

名 称			補助執行団体	補 助 率	上限額	最低額
府指定・登録文化財	保存修理事業等		府(文化財保護課)	指定 1/2 登録 1/3		
			市	指定 1/6 登録 1/6	1,660 (建造物3,330)	事業費100
市指定・登録文化財	保存修理事業等		市	指定 1/2	5,000 (建造物10,000)	事業費100
				登録 1/3	3,000 (建造物5,000)	
			府(文教課)	指定 1/6 登録 1/6		
	維持管理事業		市	1/2	500	
	無形民俗執行費		文化観光資源保護財団	予算の範囲内		
未指定文化財	保存修理事業等 (注1)		府(文教課)	予算の範囲内 1/2～2/3以内	200～2,000	
			文化観光資源保護財団	予算の範囲内	700	
伝統行事	執行費補助		市	定額		
			府(観光商業課)	定額		
			文化観光資源保護財団	定額		
			市観光協会	定額		
	祇園祭	山鉦修理 (国庫補助) (注2)	国	1/2		
			府(文化財保護課)	1/6		
			市	1/6		
			地元	1/6		
		山鉦染織品 新調事業	市	2/5	1事業者6,000	
			府(文教課)	2/5		
			地元	1/5		
	五山送り火	施設整備 (火床整備)	市	予算の範囲内		
			文化観光資源保護財団	予算の範囲内		

(注1) 建造物について、原則として、府は明治初期以前、財団は江戸期以前が対象

(注2) 本市が管理団体に指定されている山鉦の修理の場合は、本市が事業主体となる。ただし、最終的な経費負担は、変更がない。

図表 24 文化財支援に関する譲渡所得に対する税の減免、相続税の軽減等の措置

	事項	税制優遇措置の具体的内容	適用実施年月	
国税	譲渡所得の非課税等(所得税)	個人が重要文化財として指定された動産又は建物を平成19年12月31日までに国・地方公共団体、独立行政法人国立博物館、国立美術館、国立科学博物館に譲渡した場合、譲渡所得に所得税が課されない。 個人が未指定有形文化財のうち重要文化財と同等の価値があると認められるもの及び重要有形民俗文化財を平成19年12月31日までに国、独立行政法人国立博物館、国立美術館、国立科学博物館に譲渡した場合、譲渡所得の2分の1が控除される。	非課税 2分の1課税(昭和47年4月～平成4年12月までは非課税)	昭和47年4月～平成19年12月 (地方公共団体については昭和50年～) 平成5年1月～平成19年12月
	譲渡所得の特別控除等(所得税)	個人又は法人が重要文化財として建物とともに指定された土地及び史跡名勝天然記念物として指定された土地を国又は地方公共団体、独立行政法人国立博物館、国立科学博物館に譲渡した場合、2,000万円の特別控除又は損金算入が認められる。	2,000万円の特別控除(所得税) 2,000万円の損金算入(法人税)	昭和45年4月～
	相続税の軽減	重要文化財として指定されている建造物、登録有形文化財である建造物及び伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋及び構築物並びにその敷地(一体をなして価値を形成している土地を含む)の相続税(贈与税)について財産評価額を軽減している。	重要文化財：財産評価額の70/100を控除 登録有形文化財：財産評価額の30/100を控除 伝統的建造物：財産評価額の30/100を控除	平成16年1月～
	地価税の非課税等	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物等若しくは地方公共団体が指定した文化財に係る一定の土地等又は伝統的建造物群保存地区の区域内の一定の土地等については地価税が課されない。	非課税	平成4年1月～
		非課税とされる文化財に準ずるもののうち保存及び活用を図るべき一定の文化財に係る土地等については、課税価額に算入する金額が減額される。	課税価額に算入する金額が土地等の価額の2分の1に軽減	平成4年1月～
		登録有形文化財に係る土地等については、課税価額に算入する金額が減額される。	課税価額に算入する金額が土地等の価額の2分の1に軽減	平成9年1月～
地方税	固定資産税、特別土地保有税、都市計画税の非課税等	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定され、又は重要美術品として認定された家屋若しくはその敷地については、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税が課されない。 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物(風俗営業に使用されるものを除く。)で文部科学大臣が告示するものについては、固定資産税及び都市計画税が課されない。	非課税 非課税	昭和25年4月～ 平成元年1月～
		登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその敷地並びに重要文化的景観を形成している家屋で文部科学大臣が告示するもの及びその敷地に係る固定資産税及び都市計画税については、課税標準となるべき価格が減額される。	固定資産税の課税標準となるべき価格を2分の1に軽減	平成17年1月～
		重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋の敷地については、当該市町村の実情に応じ税額の2分の1以内が減額される。また、伝統的建造物以外の建築物等の敷地についても当該市町村の実情に応じ税額が適宜減額される。	市町村の実情に応じ税額の2分の1以内を適宜軽減	平成10年1月～

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

Ⅲ. 文化財所有者の課題及びニーズ (所有者アンケート結果)

1. 文化財の保存に関する所有者の課題及びニーズ

文化財所有者が抱える文化財の保存に関する課題及びニーズとして、「補修に係る資金調達」「保存に係る情報収集・相談等」「保存知識」「補修に係る職人等の確保」「継承・管理」「保存の支援制度」「建造物・記念物を取り巻く景観・眺望」に関するものが挙げられている。

特に、「補修に係る資金調達」「保存知識」「継承・管理」に関して、深刻な状況にあることがうかがえる。

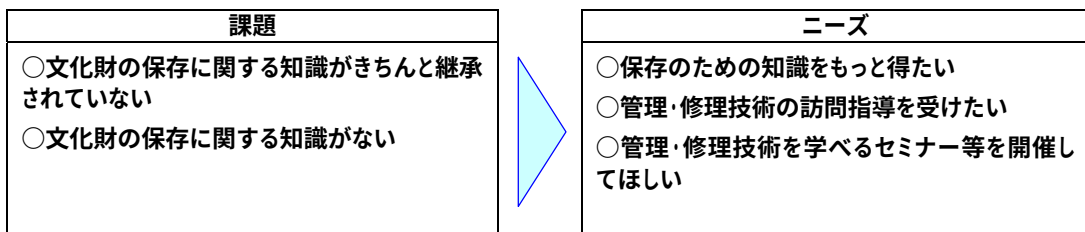
(1) 補修に係る資金調達に関する課題・ニーズ

- 文化財補修が専門家でしかできず費用が高額であること、年金生活者において補修費用の捻出が困難であること、文化財の防災対策・盗難対策等に費用がかかること等が原因で、所有者において文化財を保存するための資金確保が困難な状況がある。
- この文化財の保存・補修のための資金確保の問題については、アンケート調査の回答者の半数以上である 58.7%が課題として挙げている。この割合は他の課題と比べても圧倒的に高く、資金確保は所有者にとって最も関心の高い事項であることが分かる。
- このような状況の中、所有者からは、「補助制度を充実して欲しい」、「融資制度を充実して欲しい」といった資金的な支援を望む声があるとともに、「案内板や看板など、火災防止や盗難防止などと呼びかける設備を提供して欲しい」、「防虫剤・防湿剤など保存のための資材を提供して欲しい」といった資材面での支援を求める声もある。
- アンケート調査においては、回答者の文化財の 23.6%が「文化財の修理費用の助成・融資」を、12.9%が「文化財の保存に関する物資・設備の提供」を、文化財の保存に対して望む支援として挙げている。

課題	ニーズ
○文化財を保存・補修のための資金確保が困難である ○固定資産税が重圧となっている ○相続税に不安を感じる	○補助制度を充実して欲しい ○融資制度を充実して欲しい ○火災防止や盗難防止などと呼びかける設備(案内板・看板など)を提供して欲しい ○保存のための資材(防虫剤・防湿剤)を提供して欲しい

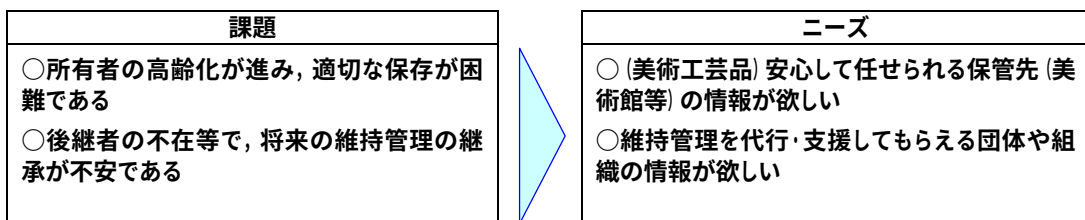
(2) 保存知識に関する課題・ニーズ

- ・ 文化財の保存に関する知識が後継者・所有者の間で、きっちりと伝承されていない等が理由で、現在の所有者が保存・補修を行おうと思っても、文化財保存に関する知識がないことから、適切な保存・補修ができていないことが課題となっている。
- ・ 文化財所有者に対するアンケート調査においては、回答者の 20.2%が「保存技術の取得方法」を文化財保存の課題として挙げている。
- ・ このような状況の中、所有者からは、「管理・修理技術の訪問指導を受けたい」、「管理・修理技術を学べるセミナー等を開催して欲しい」というニーズが出ている。
- ・ アンケート調査においては、回答者の 2.5%が「文化財の管理・修理の講習会等の開催」を、6.0%が「文化財の管理・修理の訪問指導」を、文化財の保存に対して望む支援として挙げている。



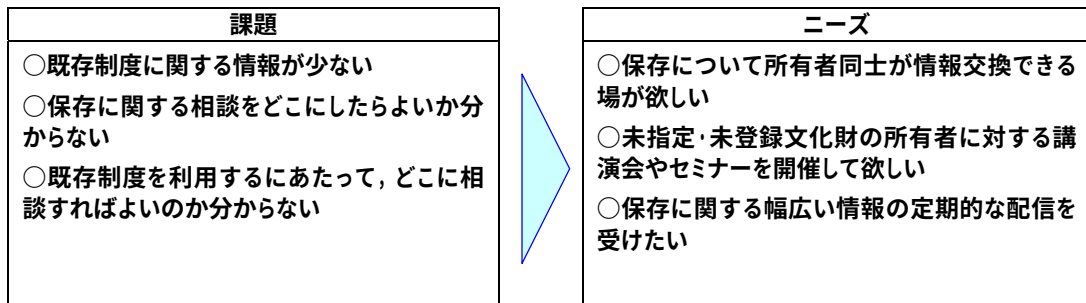
(3) 継承・管理に関する課題及びニーズ

- ・ 文化財所有者の高齢化が進み年金生活者が増加する中、現在の所有者では資金的にも体力的にも保存を継続することが困難な状況となっている。
- ・ また後継者不足から、文化財の継承について不安を持つ所有者の声もある。
- ・ これらの課題は、文化財所有者の高齢化が進み、年々深刻さが増している。
- ・ 文化財所有者に対するアンケート調査においては、回答者の 18.7%が「文化財の維持管理の継承の方法」を課題として挙げている。
- ・ このような状況の中、文化財所有者からは、「安心して任せることのできる保管先の情報が欲しい」、「維持管理を代行・支援してもらえる団体や組織の情報が欲しい」といったニーズが出ている。



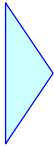
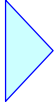
(4) 保存に係る情報収集・相談等に関する課題・ニーズ

- ・ 前述した保存の知識等に関する情報不足を指摘する声があるとともに、制度や相談窓口の情報不足など、文化財の保存に関する情報が不足していることを指摘する声がある。
- ・ アンケート調査においては、回答者の 10.3%が保存に関する相談窓口・相談の方法が分からないことを課題としている。
- ・ このような状況の中、「保存について所有者同士が情報交換できる場が欲しい」、「未指定・未登録文化財の所有者に対する講演会やセミナーを開催して欲しい」、「保存に関する幅広い情報の定期的な配信を受けたい」というニーズが出ている。
- ・ アンケート調査においては、回答者の 5.5%が「文化財の保存に関する情報発信」を、2.1%が「文化財の保存に関する情報交換の場の提供」を文化財の保存に対して望む支援として挙げている。



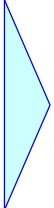
(5) 補修に係る職人等の確保に関する課題・ニーズ

- ・ 文化財所有者において高齢化が進む一方、文化財を修理・維持管理する職人・技師・庭師等においても高齢化が進んでいる。また、これらの職人等についても後継者不足・人材不足が問題となっており、文化財所有者において、文化財の修復に関して長期的に協力してもらえる職人・技師・庭師の確保が困難となっている。
- ・ 文化財所有者に対するアンケート調査においては、回答者の 11.9%が「文化財の修復の職人等の確保」を文化財保存の課題として挙げている。
- ・ また、職人等の不足は、補修のための材料供給者においても問題となっている。そのため、修理・維持管理に必要な材料が不足しており、文化財所有者において、補修材料の確保が困難な状況となっている。

課題		ニーズ
○職人・技師・庭師などの高齢化・減少等で、文化財の修復に対して長期的に協力してもらえる職人・技師・庭師などの確保が困難となっている		○文化財保存の職人・専門家の紹介
○文化財補修のための材料の確保が課題となっている		(一)

(6) 整理・状況把握に関する課題及びニーズ

- ・ 文化財の保存状態について、所有者では判断が難しいケースがあり、保存状態について訪問診断を受けたいという声がある。
- ・ 未指定・未登録の文化財について、その価値が分からず、今後、保存・継承をしていくべきものなのか所有者が判断できない状況がある。
- ・ しかし、鑑定には多額の資金を必要とすることから、行政支援による専門家の調査を受けたいという声がある。
- ・ 未指定・未登録の文化財が整理されていない状況があり、専門家による目録作成など、管理可能な形で整理をして欲しいという声もある。

課題		ニーズ
○未指定・未登録文化財について保存・継承していく価値があるのか分からない		○(未指定・未登録文化財) 専門家の価値の調査を受けたい
○未指定・未登録文化財が整理されておらず、管理が大変である		○保存状態の訪問診断(専門家に状態を見てもらえる)を受けたい
○文化財の保存状態がどの程度なのか分からない		○(未指定文・未登録文化財) 専門家による目録作成など管理可能な形で整理をして欲しい

(7) 保存の支援制度に対する課題・ニーズ

- ・ 文化財の保存に係る既存の制度としては、「補助制度」、「融資制度」、「保存に関する相談・研修会の開催」、「保存のための資材の提供」、「火災・盗難防止などを呼びかける設備の提供」などがある。
- ・ アンケート調査においては、文化財所有者がこれまで利用したことのある支援制度として、「補助制度」が60.3%で圧倒的に多く、次いで「火災・盗難防止などを呼びかける設備の提供」(23.0%)、「融資制度」(13.9%)、「保存に関する相談・研修会の実施」(11.9%)、「保存のための資材の提供」(8.7%)となっている。
- ・ これらの支援制度については、制度利用手続きが煩雑であることや、前述した通り、制度内容や相談窓口に関する情報不足が問題として指摘されている。また、補助制度・融資制度については、制度内容や相談窓口の情報不足、制度利用手続きの煩

雑さの他に、必要とされる自己負担金の確保が困難であることや融資のハードルが高いことが課題として指摘されている。また、補助の申請がいつ通るか分からない状況で、補助が下りるのを待つ間に文化財の老朽化が進行してしまうこと、目的に則した制度がないことなどが問題として指摘されている。

- ・このような状況の中、所有者からは、制度内容・相談窓口に関する情報を提供して欲しい、補助率を上げて欲しい、融資の利息を低くして欲しいなどのニーズが出ている。

課題	ニーズ
○制度内容に関する情報が不足している(※) ○相談窓口に関する情報が不足している(※) ○制度利用手続きが煩雑である ○必要とされる自己負担金の確保が困難である ○融資のハードルが高い ○補助の申請がいつ通るか分からない ○目的に則した制度がない	○制度内容・相談窓口に関する情報を提供して欲しい(※) ○補助率を上げて欲しい ○融資の利息を低くして欲しい

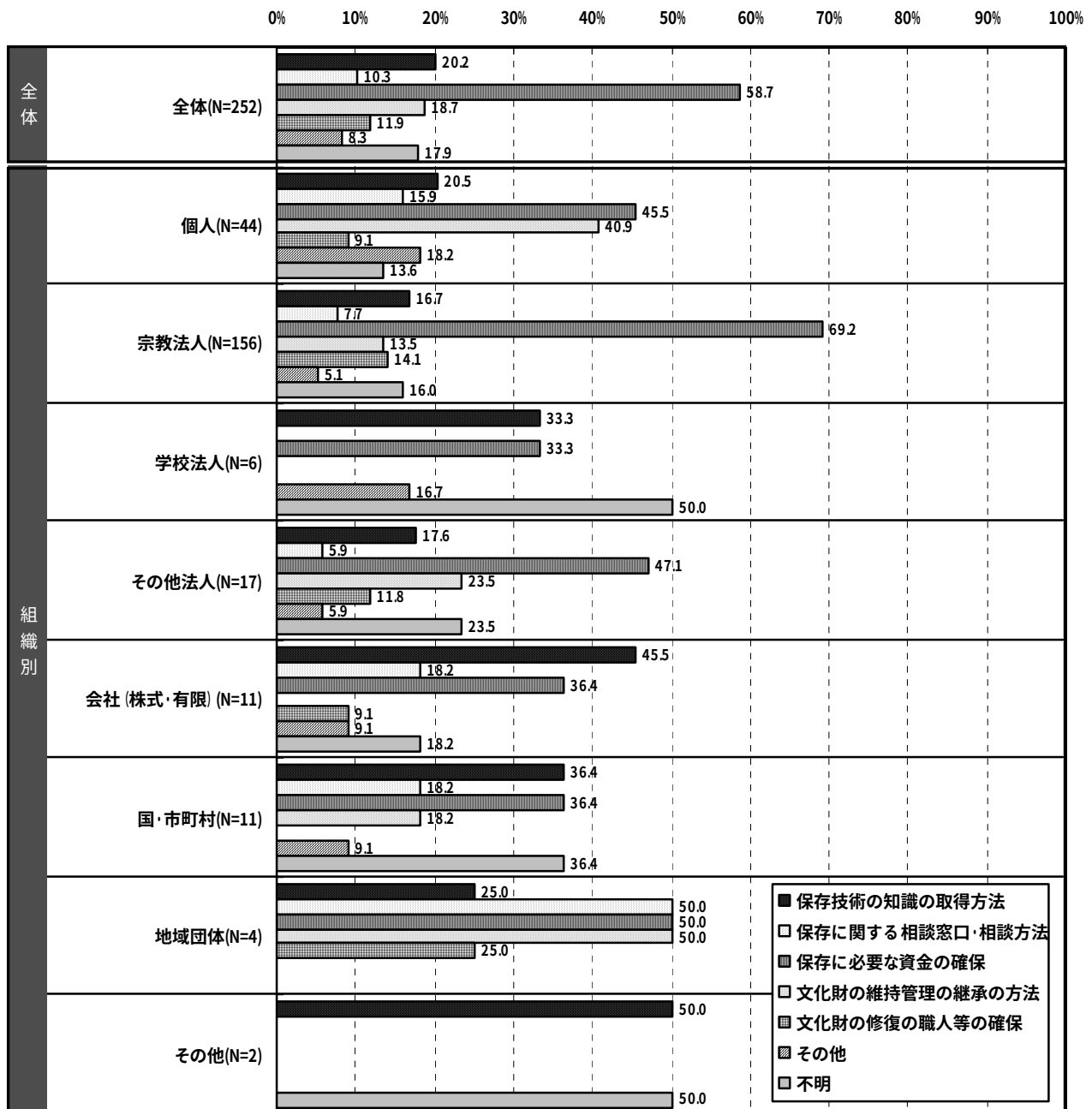
(※)は再掲

(8) 建造物・記念物を取り巻く景観・眺望に関する課題・ニーズ

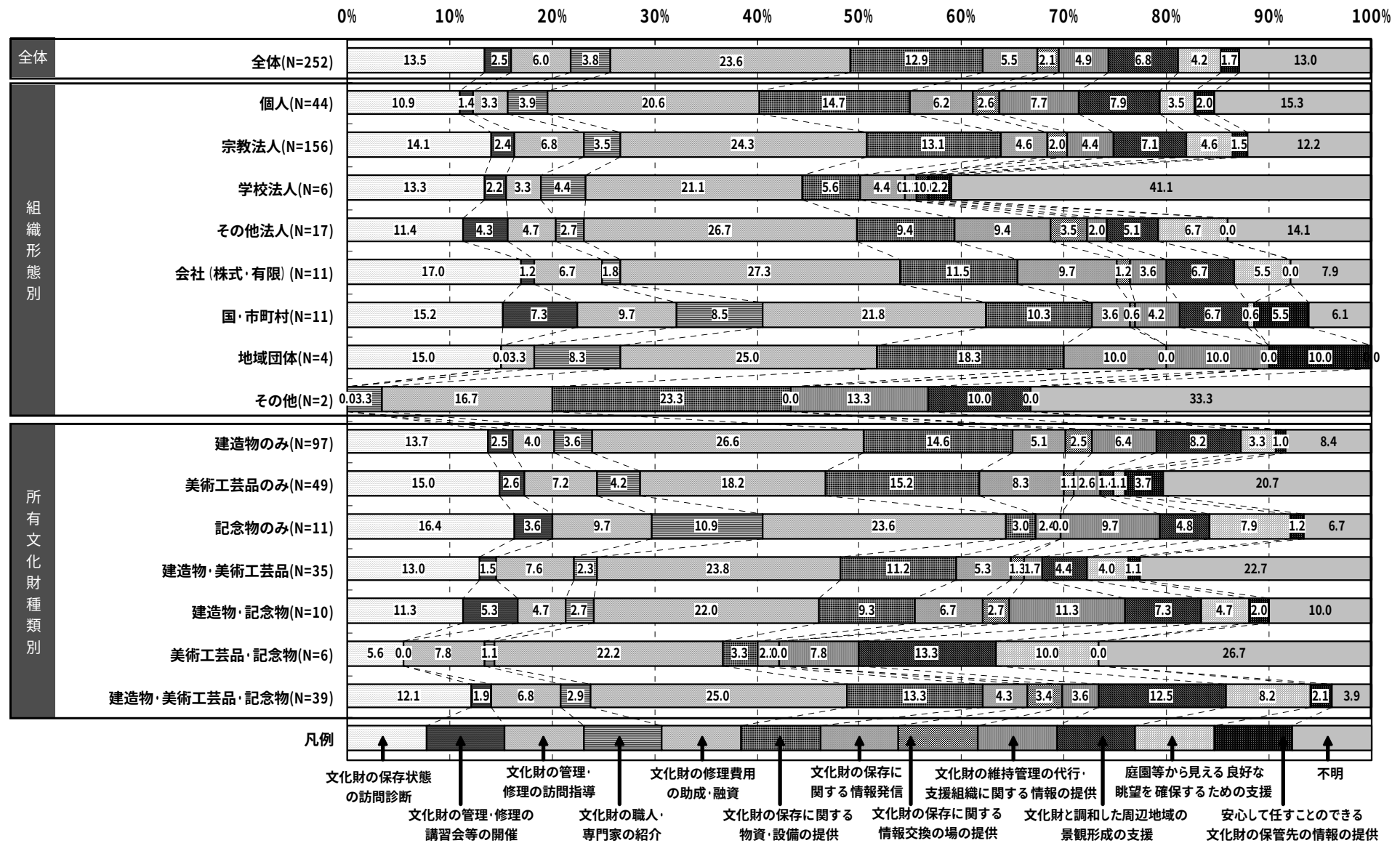
- ・高層の建築物の建設により庭園からの借景が崩れてしまった、建造物・記念物にそぐわない建築物が周辺に建設され景観が崩れてしまったなど、建造物や記念物を取り巻く景観・眺望が悪化し、建造物・記念物の価値・良さが低下してしまっている状況がみられる。
- ・このような状況の中、所有者からは、文化財と調査した周辺地域の景観形成の必要性や、庭園等から見える良好な眺望の確保の必要性を指摘する声が出ている。
- ・アンケート調査においては、回答者の6.8%「文化財と調和した周辺地域の景観形成の支援」を、4.2%が「庭園等から見える良好な眺望を確保するための支援」を、文化財の保存に対して望む支援として挙げている。

課題	ニーズ
○建造物・記念物を取り巻く景観・眺望が悪化し、建造物・記念物の価値・良さが低下している	○文化財と調和した周辺地域の景観形成が必要である ○庭園等から見える良好な眺望の確保が必要である

図表 25 文化財の保存に関する問題点 (MA)



図表 26 文化財の保存に対して望む支援



2. 文化財の公開・活用に関する課題及びニーズ

【文化財の公開・活用に関する現状・意向】

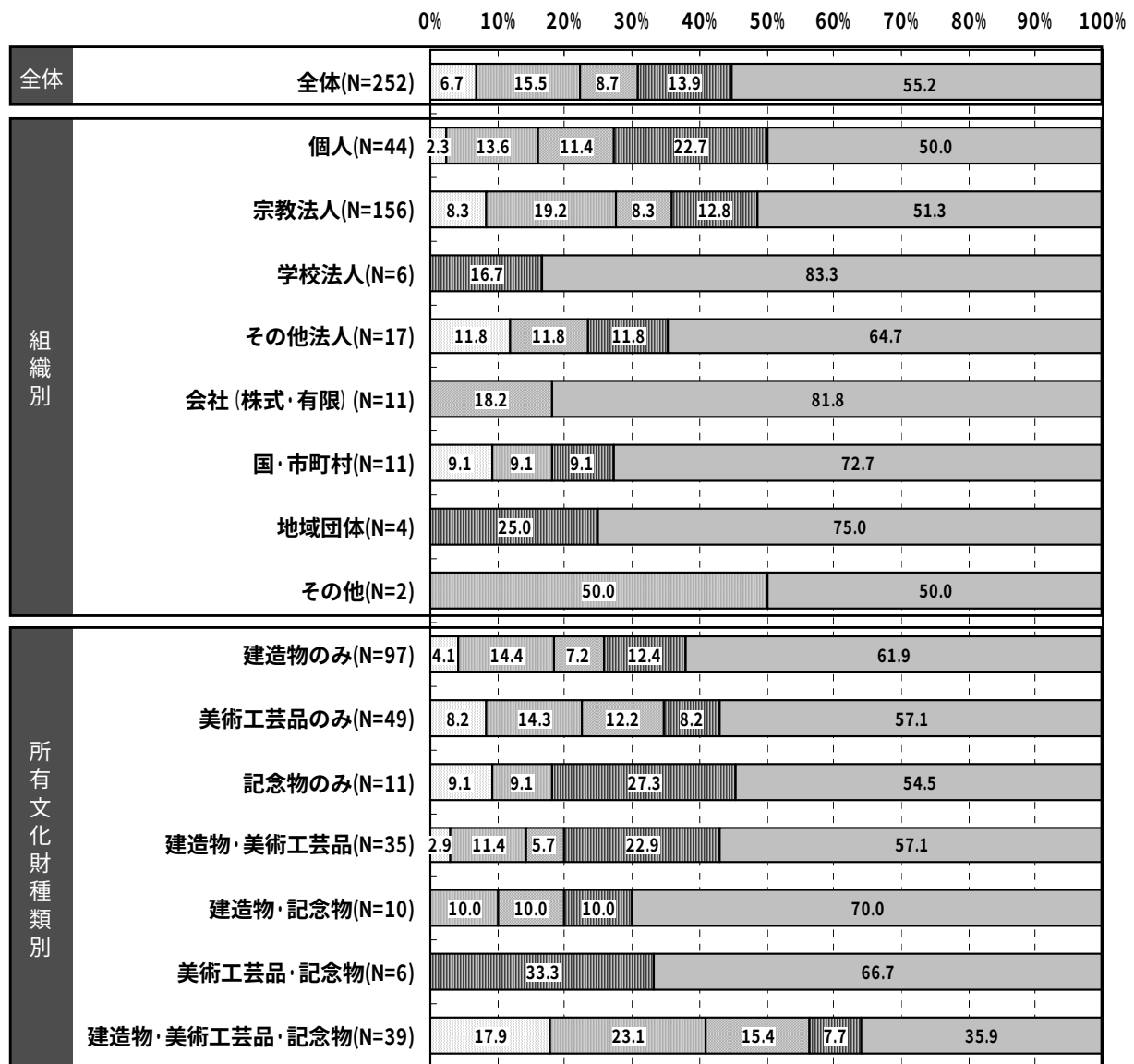
本調査において実施したアンケート調査においては、文化財の日常的な公開をしている人は 54.6%，公開していない人が 26.2%であった。個人において「公開していない」の割合が 43.2%と他の組織形態と比べて圧倒的に高くなっており、個人での公開が難しい状況がうかがえた。

また日常的に公開していない文化財の公開に対する意向については、「公開を検討中」が 6.7%，「公開の意向はあるが、公開に困難を感じている」が 15.5%，「公開の意向はあまりないが、検討の余地はある」は 8.7%，「公開の意向はあまりなく、検討の余地もあまりない」が 13.9%となった。

図表 27 文化財の日常的な公開の実施状況 (SA)



図表 28 日常的に公開していない文化財の公開に対する意向 (SA)



- | | |
|--|--|
| ☐ 公開を検討中 | ☐ 公開の意向はあるが、公開に困難を感じている |
| ☐ 公開の意向はあまりないが、検討の余地はある | ☐ 公開の意向はあまりなく、検討の余地もない |
| ☐ 不明 | |

文化財所有者が抱える文化財の公開・活用に関する課題及びニーズとして、「公開による文化財の損傷・劣化等に関する課題・ニーズ」「公開・活用のための資金調達に関する課題・ニーズ」「文化財の公開・活用時の人材の確保に関する課題・ニーズ」「文化財の公開・活用のノウハウに関する課題・ニーズ」「周辺地域への配慮等に関する課題・ニーズ」「利用可能な施設等に関する課題・ニーズ」が挙げられている。

特に、「公開による文化財の損傷・劣化等に関する課題・ニーズ」「公開・活用のための資金調達に関する課題・ニーズ」「文化財の公開・活用時の人材の確保に関する課題・ニーズ」に関して、支援を求める声が強い状況にある。

(1) 公開による文化財の損傷・劣化等に関する課題・ニーズ

- 文化財を公開することにより文化財の劣化が進んだり、文化財以外の施設や設備の傷みが進んだりすることが課題となっている。公開により経年的な劣化や傷みが進むこともあるが、拝観客のマナーの悪さから、損傷や痛みが進んでいる状況がある。
- アンケート調査においては、回答者の 42.6%が「文化財の損傷・劣化」を、22.2%が「文化財以外の設備・施設の損傷・劣化」を、文化財の日常的な公開の問題点として挙げている。公開時に「屏風に指で穴を開けられた」、「乾燥により襖を破損した」という所有者の声もあった。
- また、アンケート調査においては、文化財を公開していない回答者のその理由として、文化財の劣化や損傷が進むことが懸念されるからという声も多くあった。
- この他に、公開することにより、いっそうの盗難・防災対策が必要となり、このことが所有者にとって精神面、費用面、マンパワーの面などで負担となっている。

課題	ニーズ
○公開により文化財の劣化が進む ○公開により文化財以外の施設や設備の傷みが進む ○拝観客のマナーが悪い ○盗難の対策が必要である ○防災の対策が必要である	○見学者のマナーの向上（マナーの啓発） ○文化財の損傷・劣化を防ぐことを前提とした公開・活用の方法を教えてほしい

(2) 公開・活用のための資金調達に関する課題・ニーズ

- 公開には、受付や監視の人員費、PR費、盗難対策費など、多くの費用が必要となる。このような資金の確保が所有者にとって公開の障害となっている状況がある。またかかったコストの採算がとれなかったという所有者の声もある。
- アンケート調査においては、回答者の 21.0%が「公開に必要な経費の確保」を文化財の日常的な公開の問題点として挙げている。
- このような状況の中、公開や活用にかかる費用の助成・融資をして欲しい、公開や活用に必要な物資や設備の提供を受けたいという所有者のニーズが出ている。

- ・ アンケート調査においては、回答者の 16.7%が「公開・活用にかかる費用の助成・融資」、9.3%が「公開・活用に必要な物資・設備の提供」を文化財の公開・活用について望む支援として挙げている。

課題	ニーズ
○公開に必要な経費をまかなうことが難しい	○公開や活用にかかる費用の助成・融資をして欲しい ○公開や活用に必要な物資や設備の提供を受けたい

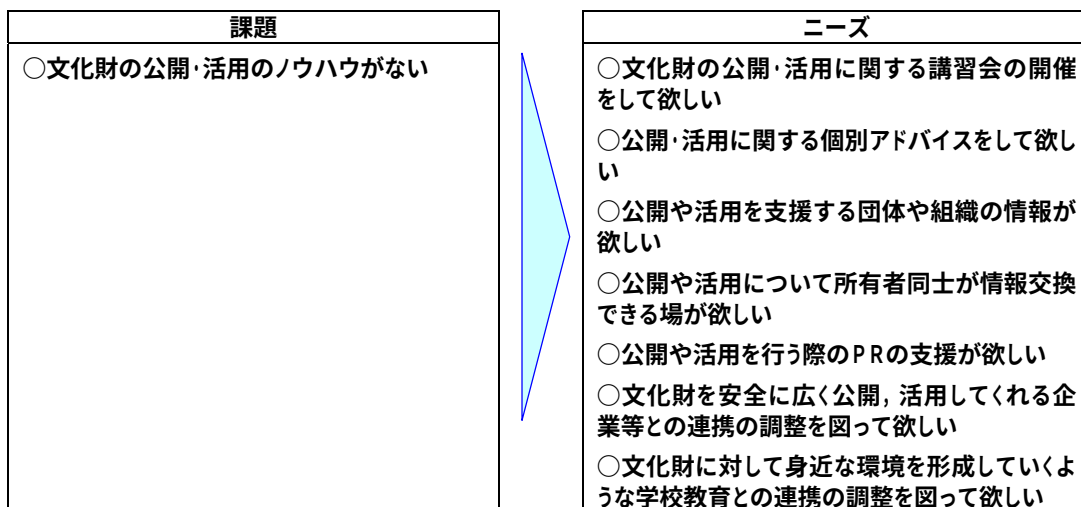
(3) 文化財の公開・活用時の人材の確保に関する課題・ニーズ

- ・ 文化財の公開・活用には、警備（監視）や、受付などのマンパワーが必要となる。しかし、文化財所有者の高齢化が進み、所有者だけでは公開への十分な対応ができなかったり、また人材を雇用する経費を確保できなかったりする状況がある。
- ・ アンケート調査においては、回答者の 20.4%が「公開に対応する人手の不足」を文化財の日常的な公開の問題点として挙げている。
- ・ このような状況の中、所有者からは、「公開・活用を支援するボランティアが欲しい」、「公開・活用を支援する団体・組織の情報が欲しい」というニーズが出ている。

課題	ニーズ
○想定外の問題への対応が困難 ○公開に対応する人手が不足している ○人材確保の経費がまかなえない	○公開・活用を支援するボランティアが欲しい ○公開・活用を支援する団体・組織の情報が欲しい

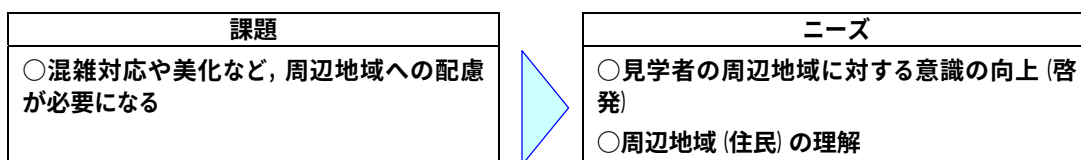
(4) 文化財の公開・活用のノウハウに関する課題・ニーズ

- ・ 文化財の公開・活用のノウハウがないことから、公開・活用を行っていない所有者も多い。
- ・ このような状況の中、文化財の公開・活用に関する講習会の開催をして欲しい、公開・活用に関する個別アドバイスをしたい、公開や活用を支援する団体や組織の情報が欲しい、公開や活用について所有者同士が情報交換できる場が欲しいといった声がある。
- ・ アンケート調査においては、回答者の 5.2%が「公開・活用に関する講習会の開催」を、7.2%が「公開・活用に関する個別アドバイス」を、6.2%が「公開・活用を支援する団体・組織の情報提供」を、文化財の公開・活用について望む支援として挙げている。



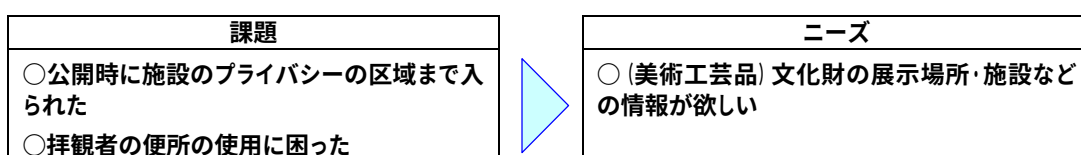
(5) 周辺地域への配慮等に関する課題・ニーズ

- ・ 文化財を公開することにより，拝観客が多くおしかけ，騒音や違法駐車等の問題で，周辺地域へ迷惑がかかっている状況がある。
- ・ アンケート調査においては，回答者の 20.4%が「周辺地域への対応」を文化財の日常的な公開の問題点として挙げている。このようなことが問題となり，公開に踏み切れない所有者もみられる。

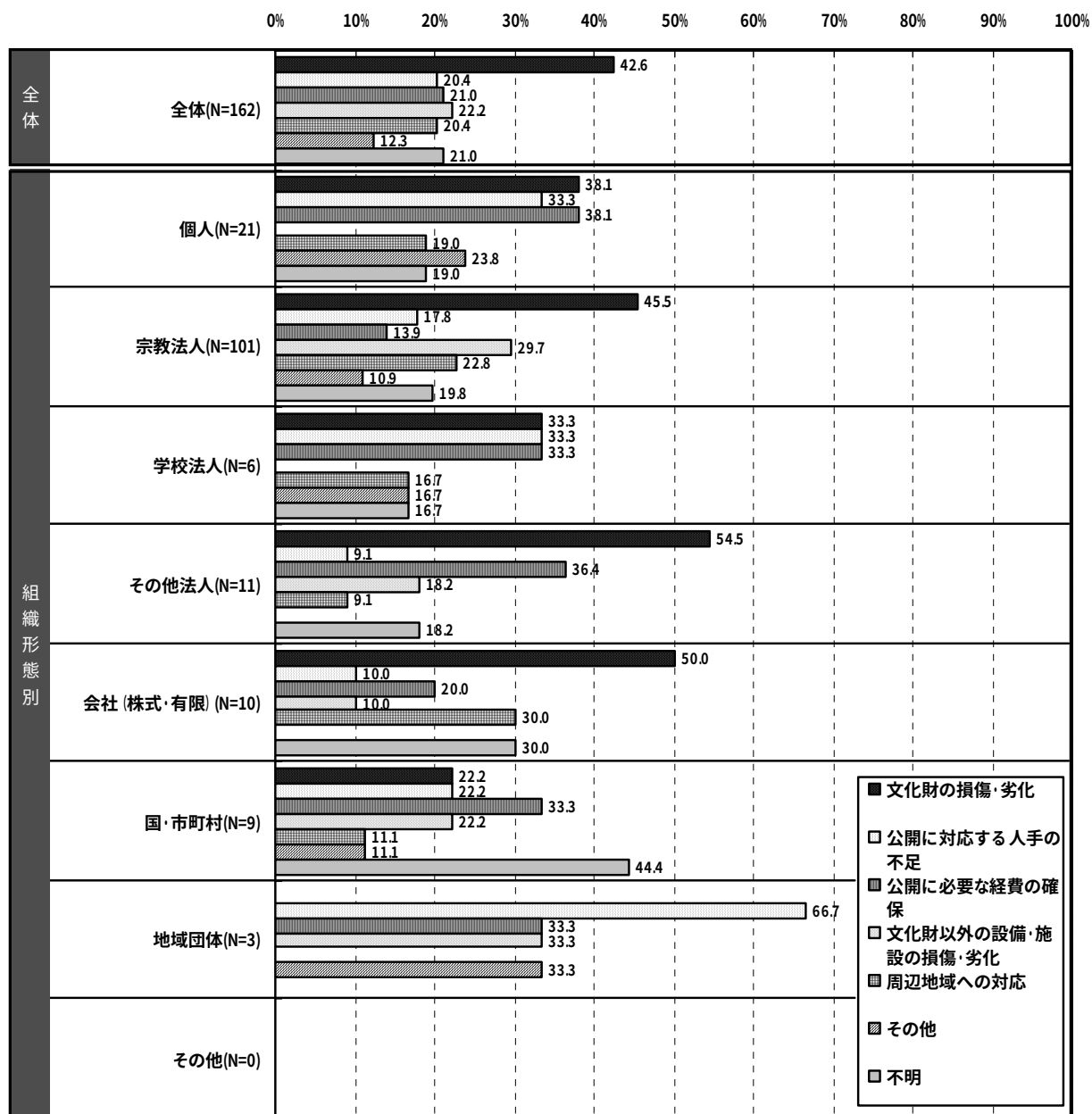


(6) 利用可能な施設等に関する課題・ニーズ

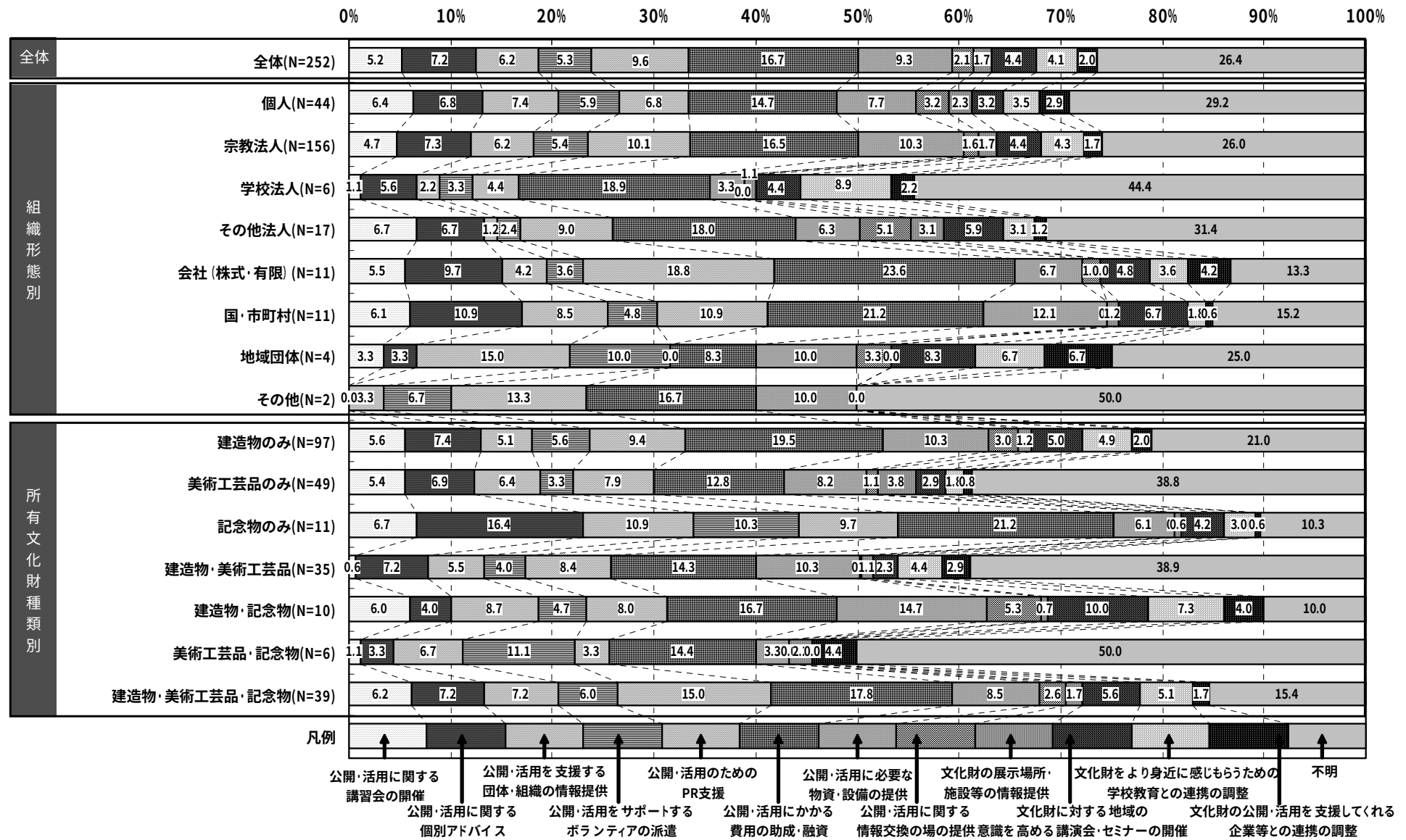
- ・ 文化財所有者の居住施設が，もともと公開を前提としていない施設構成のため，公開時にプライバシーの区域まで拝観者が入ってきた，便所の使用に困ったなどの所有者の声が聞かれる。
- ・ また，美術工芸品の所有者においては，公開の際に文化財の展示場所・施設を利用したいが情報が無いとの声が聞かれた。
- ・ このような状況の中，文化財の展示場所・施設などの情報が欲しいというニーズが出ている。



図表 29 文化財の日常的な公開の問題点



図表 30 文化財の公開・活用について望む支援



IV. 文化財支援組織の取組及び課題 (ヒアリング・資料調査結果)

1. 主な文化財支援団体等の取組み

文化財の保存及び公開・活用を支援する様々な団体が存在し、それぞれの目的に応じた文化財支援の活動を展開している。

(1) 主な文化財支援団体の取組概要

① 社団法人 全国国宝重要文化財所有者連盟

- ・ 国宝・重要文化財の所有者等が協力して文化財の保存と活用を図り、文化の発展に寄与することを目的としている。
- ・ 文化庁をはじめ関係機関と文化財保護に関する諸課題を協議し、文化財保護施策の推進や調査研究など、様々な事業を行っている。

② 財団法人 京都市文化観光資源保護財団

- ・ 京都市域の文化財、伝統行事や芸能など後世に継承するにたる文化観光資源を、これらを取りまく自然環境とともに保護し、かつ、その活用を図ることによって、豊かな文化の向上に寄与する。
- ・ 四五行事の保存及び執行をはじめ、文化財所有者、管理者等のおこなう建造物等の保存修理、伝統行事・芸能の保存及び執行等の助成を行う。その他、文化財の保護思想の普及啓発事業、募金活動等。

③ 財団法人 京都古文化保存協会

- ・ 文化財の保護と文化財の愛護に関する啓発宣揚を目的に活動している。
- ・ 事業内容は、庭園の害虫駆除事業およびその助成、制札の設置、非公開文化財特別拝観の実施、文化財愛護宣揚ポスター製作配布、友の会「京都和敬会」の運営等。

④ 財団法人 京都文化財団 文化財保護基金室

- ・ 本基金を活用して京都府に所在する文化財を保護し、その環境を整備し、古都のもつよき伝統を保持して豊かな文化の創造に寄与することを目的として設立された。
- ・ 文化財保護資金の貸付、文化財保護思想の啓発普及事業として、文化財の保存修理に関する相談事業、文化財報等の発行、文化財研修講座の開催などの活動を行なっている。

⑤ 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター

- ・ 「市民と行政のパートナーシップによる地域づくりを目指し、住民・企業・行政の主体的な取り組みと協働を推進するための各種事業を行い、もって景観の保全・創造、質の高い住環境の形成など京都の特性の更なる伸長に寄与する」ことを設立の目的としている。
- ・ 景観まちづくりに関する啓発・情報提供、相談、学習・研修、交流促進、研究・開発、京都市景観・まちづくりセンター施設の管理・運営が、主な業務である。
- ・ ハード事業だけでなく、ソフト系の事業も多く実施している。

⑥ 特定非営利活動法人 古材文化の会

- ・ 活動の目的は、古建築及び古材の保存と活用を促進し、伝統的木造建築文化と建築技術の継承と発展を図りながら、資源と共存する持続可能な社会の実現である。
- ・ 建物の所有者を対象として、建物の活用や再生の相談を受けて、古民家の調査や解体情報の整理・発信を行うなど、木造建築や木の命を活かすための活動を行っている。また、PRイベントや建物の見学会、建築職人の技術を学ぶ塾などの講習会や、会員の交流を兼ねた再生建築研究会などを開催している。

⑦ 財団法人 京都市都市緑化協会

- ・ 京都市の都市緑化を推進し、市民の快適な生活環境づくりや健康都市づくりに寄与することを目的としている。また、緑化に関する各種のイベントの開催、広報誌「京のみどり」の発行、「みどりの相談所」の開設など、さまざまな活動を通して、都市緑化を普及・啓発することが主な役割である。
- ・ 「都市緑化の普及啓発事業」として緑化情報の発信等、「緑化相談業務の充実」としては、「みどりの相談所」の運営等を行っている。

⑧ 社団法人 京都市観光協会

- ・ 京都市における唯一の民間観光機構としての観光事業振興推進母体である。
- ・ 観光客誘致を通して、文化財の保護を踏まえながら活用し、特別イベントの企画推進や情報発信など戦略的な誘致を展開している。
- ・ 行政はじめ関係諸団体との連携・協調を図り観光振興に努めている。

⑨ 京都商工会議所

- ・ 中小企業の経営相談や京都の観光産業に貢献するため、企業の誘致を行う事業等、幅広い事業活動に取り組んでいる。

⑩ 京都史跡観光ボランティア協会

- ・ 毎月1回(2月と8月を除き)定期的に実施する史跡ウォークガイドと年2回(2月と8月)実施する歴史セミナーの企画・運営を行う。

⑪ 京都の文化財を守る会

- ・ 主な活動は各支部による年3回の研修会である。研修会では、社寺仏閣や旧所名跡の近辺を巡回している。その目的は、現地の拝観を通じて、文化財の重要性を会員に周知・熟知して頂くことにある。一方、室内での講習等の実績はあまり無い。
- ・ 現在、支部は4つで構成されている。東支部は「山科区と東山区」。中支部は「右京区・中京区・下京区・南区」。北支部は「上京区・左京区・北区」。西南支部は「西京区・伏見区・向日市・城陽市・宇治市・亀岡市」になる。

⑫ 京都 SKY 観光ガイド協会

- ・ 高齢者が健康で生きがいをもって人生を送れるよう民間と行政が共同して事業に取り組むための団体で、健やか(S)、快適(K)、豊かな(Y)高齢社会を目標にして、高齢者の生きがいと

健康づくりの推進、シルバーサービスの振興と健全育成等に取り組み、京都府における高齢化対策推進の拠点となることを目指している。

- ・ 設立目的は、「協会は明るく豊かな長寿社会をめざす SKY センターの理念に沿い、京都及び周辺の歴史と文化の学習を深め、ボランティア精神を基調とする高齢者の生きがい事業として、温もりある観光ガイドをすることを目的とする」である。
- ・ 主な活動は、修学旅行や一般旅行者の観光ガイドをおこなう観光ガイド事業と協会便りの発行である。
- ・ 外国語ガイドのニーズが増えている。ある程度対応する必要があると考えている。

⑬ 京都 SGG クラブ

- ・ SGG とは、善意通訳者が結成した組織の総称で、京都 SGG は 1983 年に、善意通訳活動を組織的に企画、推進することにより活動の成果を高め、国際親善に貢献することを目的として設立された。
- ・ 主な活動は、外国人旅行者への観光案内等の情報提供や、JR 関係の通訳、京都市内の同行案内等で、ボランティアで行なっている。
- ・ 主な言語は英語であるが、他にも中国語や韓国語での案内にも対応している。

⑭ 関西学生古美術連盟

- ・ 関西学生古美術連盟は、大学ごとにある「古美術研究会」というサークルが加盟している連盟である。連盟は、9 大学 11 サークルで構成されている。
- ・ 個別で文化財に興味があり研究している学生が大学間レベルで連携しあい、文化財に関する情報を共有する目的のもとに設立された。
- ・ 文化財の活動については、春秋における特別拝観のサポートがある。その運営での仕事は、主に建物の警備と見学者のガイド役である。
- ・ 大学ごとサークルごとに下見と拝観寺への挨拶を行い、担当寺社の成り立ち等の勉強会も行っている。

(2) その他文化財支援に関連する主な事業等

① 文化財保護に関する巡回相談「文化財保護のよろず相談」

- ・ 文化財（指定・未指定）所有者のための無料相談会。
- ・ 建造物や美術工芸品などの保存・修理の方法、防災施設や収蔵庫の整備、補助金や貸付け（長期・低利）の対象と申請（申込み）の手続などの相談を受けている。
- ・ 9 月 26 日～29 日までの 4 日間に、市民会館などに会場を設けて行なわれる。
- ・ 活動主体は財団法人京都文化財団である。
- ・ そのほか京都府（総務部文教課、各広域振興局）、京都府教育庁指導部文化財保護課、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、京都市消防局予防部、財団法人古文化保存協会、財団法人京都市文化観光資源保護財団が、相談参加機関となっている。

② 京都文化財防災対策連絡会

- ・ 昭和37年7月壬生寺、9月妙心寺と相次ぐ火災による重要文化財の建築物、美術工芸品の焼失を契機として、消防局が文化財保護に携わる行政機関等に、文化財の防火防災に関する組織の結成を呼びかけたもの。
- ・ 年4回、定期的(6, 9, 12, 3月)に連絡会を開催し、文化財防災についての情報交換や防災対策の連絡調整を図るとともに、広い視野で文化財保護に対する諸問題に対処している。
- ・ 京都大阪森林管理事務所、京都府教育庁指導部文化財保護課、京都府総務部文教課、京都府総務部消防防災課・同防災危機管理室、京都府警察本部生活安全企画課・警備部警備第一課、京都市文化市民局文化財保護課、京都市都市計画局都市景観部、京都市消防局予防部予防課、(財)京都文化財団(文化財保護基金室)、(財)京都市文化観光資源保護財団、(財)京都古文化保存協会の11者で構成される。

③ 文化財保護連絡協議会

- ・ 年2回連絡会を開催し、文化財保護についての情報交換や連絡調整を図る。情報交換等をおこなうとともに、「文化財保護に関する巡回相談事業」を共同で実施。
- ・ 京都府教育庁指導部文化財保護課、京都府総務部文教課、京都市文化市民局文化財保護課、京都市消防局予防部予防課、財団法人京都古文化保存協会、財団法人京都文化財団、当財団の7者で構成される。

④ 京都市消防局「文化財市民レスキュー」

- ・ 文化財の関係者と地域住民が相互に協力して文化財を火災から守るための体制として構築された。
- ・ 文化財周辺の住人、事業所、自主防災組織、文化財関連の氏子や各種団体の関係者が、その担い手である。
- ・ 事前に話し合いや訓練を行い、日ごろから文化財対象物や防火施設等について把握しておき、火災時の迅速な初動活動に備えている。
- ・ 町内の巡回パトロールとあわせて、文化財へも立ち寄るなど、監視の目を強め、関係者や警察、消防との連絡を密にした、地域ぐるみの防火体制をとっている。
- ・ 「自分たちのまちは自分たちでまもる」、「地域の文化財はみんなで協力してまもる」という共通認識のもと、地域住民等が一体となって文化財レスキュー体制を確立し、総力を挙げて文化財を守っていくものである。

⑤ 京都市産業観光局「京都観光アシストパートナー」事業

- ・ 事業の趣旨は、京都観光を支え、様々な観光事業に年間を通じて業務を手伝っていただけるボランティアを募集し、広範な市民の事業参画により、行政と市民の「パートナーシップ」により事業を運営しようとするものである。
- ・ 本事業の対象となる事業は、3日間行われる祇園祭宵山と、京都・花灯路、岡崎桜回廊十石舟めぐりなどの運営サポートである。

⑥ 京都市産業観光局「京都検定合格者を活用した観光ボランティア推進」事業

- ・ 本事業は、京都市産業観光局観光企画課が担当し、平成 17 年度から予算を決め、実施方法を検討している事業。
- ・ 本事業の趣旨は、京都を訪れた観光客が再び京都に行ってみたいという気持ちを抱いくような受入れ環境を整備することにある。その整備のために、「京都・観光文化検定試験（京都検定）」合格者を対象に、観光ボランティアの育成や派遣事業に取り組んでいる。

2. 主な文化財支援団体等の課題

(1) 文化財支援団体等の保存支援に関する課題

① 人材育成

(保存のための目利き人材の育成)

- ・ 将来の文化財をきちんと見極める目を持つ人材を育てなければならない。

(維持管理支援の人手・ノウハウのストック)

- ・ 所有者の高齢化、後継者不足により、無住や兼務の寺社が多く、火事・盗難や、修繕費の不足などが深刻な問題となっているが、管理を代行できるような人手及びノウハウが不足している。
- ・ 所有者は、保護や防犯に対して大きな精神的負担を負っている。周辺の理解と援助が必要である。

② 情報連携

(所有者の保存意識の向上支援)

- ・ 文化財保護関係機関で構成する文化財保護連絡協議会や京都文化財防災対策連絡会との連携により、事業の推進や啓発活動の強化に努める必要がある。
- ・ 「文化財保護資金貸付のしおり」等により、あらゆる機会を通じて、文化財所有者の方々に融資制度の周知をし、資金の活用促進を呼びかけ、保存活動の地道な啓発を行っていく必要がある。
- ・ 補修等における計画書に不備などを見つけた場合、市の文化財保護課の意見を求めて指導はしているが、その補修指導を強制できない部分があり、文化財の損失につながる場合がある。未指定文化財の場合は、特に法的規制がないので対応ができない課題がある。

(所有者の保存技術の向上支援)

- ・ 文化財保護に向けたノウハウの取得のための体系立った講習カリキュラムなどがなく、所有者が専門知識を持つのは大変難しいので、団体としての支援方法を模索中である。

(総合的な相談窓口の明確化)

- ・ 行政側の対応窓口がどこになるのか見えない面がある。組織横断型で、広く相談に乗ってくれ、大きな「交通整理」を行うところが必要とされている。

③ 資金調達

(所有者の円滑な保存活動のための資金調達支援)

- ・ 所有者の収入規模の格差が大きい。小規模の社寺や民家は維持管理や修理費用の捻出が難しく、国庫補助率の高率化や企業からの寄付がなければ、保護することができない状況である。効果的な資金調達支援が見いだせていない状況である。
- ・ 昨今の長引く低金利の影響等のためか、融資希望が減少傾向にあったが、年々、徐々に増えつつあるというものの貸付事業の先行き不安がある。
- ・ 資金について、基金や会員組織を受け皿に市民や企業の拠出をお願いするということも望ま

しいが、特定の庭園単体では難しい面がある。

(所有者の円滑な保存活動のための制度活用支援)

- ・ 継続的な町家保全には、所有者や居住者の費用負担を減少させる必要があり、景観重要建造物指定と国の登録文化財指定のダブル指定をすることにより、所有者の相続税の負担を減らすよう支援していく必要がある。

(文化財支援団体の運営に係る資金調達力の強化)

- ・ 文化財支援団体の運営資金の確保の問題について、最近では文化財保護関連の基金が乱立しており、資金集めが競合してしまう問題が発生する。
- ・ 基金等の拠出先として、複数の主体があるが、一本化を図る必要がある。
- ・ まちづくりファンドと賛助会員の両方の寄付を増やすのは難しい。
- ・ 1年間で必要になる2,000万円の運用益を稼ぐには、10億円のファンドが必要となるが、現実的には不可能である。当面は何かしら資金を集める仕組みを考える必要がある。

(寄付等に対する税制の運用)

- ・ 管理協定区域や市民緑地の仕組みを活用した策を現在検討している。仕組みの原資としては、税金の「減」をインセンティブとして、その分の一部を所有者からいただいて、保全・維持管理の費用に充てていきたいと考えている。
- ・ 平成20年に施行される予定の寄付税制の税制優遇措置の適用に期待している。
- ・ 企業が京都府・市に指定文化財保護を目的とした寄付を行う場合は、原則的には非課税扱いである。課税対象となる場合、寄付は難しく、非課税扱とすることは大前提になる。

(寄付等に対するインセンティブの確保)

- ・ 文化財への支援が出来ていない原因として、多くの文化財保護関連のファンドでは支援金の使途が不明であることが挙げられる。資金提供者が、「どこに使われたのか」を実感できることが重要である。
- ・ 会員制と混同する間合せがある。あくまでも基金募集であり、具体的な事業招待等の保証はできない。会員制では協力者を募集しやすいが、経費がかかる。会員の要望に応える事業実施は難しい。
- ・ 近年は、文化財保護などの社会的意義だけでなく、寄付による直接的なメリットがないと決裁が下りない場合も多い。特に海外投資家の持ち株比率が高い企業では、日本人的な地域貢献の意義が理解してもらえない状況がある。
- ・ 企業として文化財保護を行う大目的は社会貢献だが、何らかのインセンティブ付与の仕組みがあれば、文化財を経済活動のシステムに組み込みやすい。

(新たな資金調達手法の開発)

- ・ 今後は、従来の純粋な文化の保護だけでは経済的な限界があることを認識する必要がある。文化財を活用した新たな収益モデルも一考する価値がある。
- ・ 文化財を活用したビジネスモデルを考えるというアプローチも必要である。
- ・ 公開によって原資を集める手法が考えられるが、それには「継続性」が重要である。庭園は常に手入れを行なう必要がある。自立的に継続していける仕組みを作る必要がある。

(2) 文化財支援団体等の公開・活用支援に関する課題

① 人材育成

(公開・活用を支援する幅広い人材の確保)

- ・ 円滑な公開・活用を実施するために必要な人手が不足している。
- ・ 今後、ボランティア管理システムの構築や、募集業務、日程調整、連絡などの業務を行う組織づくりが課題である。ボランティア登録では、個人情報扱うことになるので、本人の意思確認をしたうえで、データを活用していく仕組みを構築する必要がある。
- ・ 大勢のボランティアの動きを指示する監督者が一人は必要となるだろう。ボランティアのリーダーを育成していき、その人を中心に任せることができれば理想的である。
- ・ 観光案内ボランティアを行なう会員数を増やしていく方向で考えている。また、ボランティアの高齢化が激しく、若い方を増やすことが課題となる。
- ・ 文化財保有者から、同じガイドにガイドして欲しいという要望があるが、ローテーションのシフトを組んでいるので対応していない。ガイドには、行く先々のレジメを配布し、それをベースにその人の体験談や勉強したことを交えてガイドしてもらっている。そのため、話す内容が異なってくる。
- ・ 繁忙期には、ガイド数が足りなくなり、依頼を断っている。繁忙期以外はガイドが余るので、人員を増やすことは難しい。

(公開・活用を支援する文化財専門人材の確保)

- ・ ガイドの専門性の底上げについては、勉強しなければならない場所・施設は無限にあり、全体的に専門性を底上げすることはその必要性も含めて今後の課題である。
- ・ 京都検定を持っている方に対し、その資格を十分発揮してもらうような活動になっていない面もあり、その点については今後の課題となる。京都検定 1 級合格者の活用を検討している。
- ・ 京都検定 1 級合格者に臨時観光案内所の業務に一生懸命に取り組んで頂いたが、交通案内業務が多く、京都検定 1 級の知識が必要かどうか分からない結果となった。
- ・ 1 級保持者のボランティアに関わるモチベーションを上げることができるよう機会を作りたい。特に文化財の特別公開事業は、文化財の知識に負う部分が大きいのので、1 級合格者のやる気を活かすことができる取組みになる。2 級の合格者を合わせたら、1, 500 人ぐらいに増える。その場合の登録制度をどう切り替えるか検討している。

(外国人対応の公開をサポートする人材の確保)

- ・ 外国人対応については、多言語の解説等が必要となるため、今後の課題である。
- ・ 外国人の見学者に対して言葉の壁により、ガイドがスムーズにいかず、苦労している面もある。その解決策の一つとして、外国語サークルと連携する方法もある。

② 情報連携

(公開・活用の意義の確認)

- ・ 収入を求めて公開を考えると、文化財保護の本来的な意義から離れてしまう場合がある。

(所有者の公開・活用意識の向上)

- ・ 文化財としての価値を認められるのは良いが、見学には消極的な個人所有者が多い。どのよ

うな体制を整えるべきかが課題である。

- ・ 既に公開している寺院でも、未だ公開していない建築等があるケースは多い。その一部の未公開文化財を公開することで、新しい誘客が図れる。
- ・ 民家等の公開では、所有者のプライバシーの問題がある。民家の所有者は実際に日常生活をおくっているため、公開には非常に抵抗があるケースが多い。
- ・ 町家は、社寺と違って構造が弱いものも多く、公開に際しては、補強をほどこす必要があるものが多い。人数制限も必要となる。
- ・ これまで非公開の庭園では、多くの訪問者が来ることに大きな抵抗がある。

③ 公開・活用方法

(公開・活用のリスクの把握・対応)

- ・ 公開・活用にあたっては、文化財保護の観点からは考えられなかった補強材などによる補修も求められる。
- ・ 寺院からの意見として、「思ったより観光客が多すぎる」など、予測を越えたものがある。
- ・ 普段公開されていない寺院は基本的に観光客を受入れる設備が整えられておらず、またスタッフがいないので、文化財をいかに安全に守りながら拝観してもらうか、セキュリティなどが課題となる。

(見学者等のマナー向上)

- ・ 仏前で手を合わせて欲しいが、強要はできない。「心得」を伝える仕組みも課題である。
- ・ 写真撮影は禁止であるというルールを破る方がいる場合がある。
- ・ ガイドが認知されるようになり、様々な客から依頼がくるようになっているが、中にはマナーを守らない客もあり、問題となっている。

(見学者等の満足度向上)

- ・ 観光形態は、団体型から個人型へと移行する。ゆっくりと寺院の良さを味わってもらえるゆとり、一人一人のニーズに応えた説明も必要になってくる。
- ・ 団体コースの場合、参加者の1割程度は、「もっとゆっくり拝観したかった」というのが感想のようである。
- ・ 「文化財公開」ではテーマ設定も重要である。しかしながら「襖絵」や「庭園」、「建築」などテーマが限られ、課題である。

(新たな公開・活用方法の開発)

- ・ 本物を博物館で保管し、レプリカをみせるという考え方もあるが、京都を訪れる人々は本物を見るという志向が強いので、レプリカだけでは魅力に欠けるとされる。

④ 資金調達

(公開・活用活動の採算性の確保)

- ・ 公開に当たっては諸経費が必要となり、見学科等ではこれに見合わない。すべてを公開活用の対象とするのは難しく、文化財の規模や形態によっては、採算が取りづらいなどの課題がある。事業費が高み赤字となる場合がある。

(公開・活用活動の支援にかかる資金調達力の強化)

- ・ 観光ボランティア活動の課題は、財政面で限られた予算内でどれだけ継続した活動ができるかということである。ボランティア活動であるので、ある程度会員に経済的な負担がかかるのは止むを得ないが、出来るかぎり会員の負担軽減に努めていきたいと苦慮している。

(3) 保存技術の継承支援に関する課題

① 人材育成

(文化財保存技術の担い手育成支援)

- ・ 技術の継承について、昔の徒弟制度とは違う状況にあり、技術のレベルを落とさずにノウハウを教え続ける必要がある。
- ・ 保存技術を活かす市場が厳しい状況になっており、新たな担い手の確保が困難になっている。保存技術の消失が心配される。

(庭師の人材育成支援)

- ・ 庭園の愛好者レベルに対して、研修等で技術を伝えようとしても、簡単な技術ではなく難しい面がある。庭園の価値を的確に判断できる主体・機関を強化していく必要がある。
- ・ 庭園を扱う造園業界では、ボランティア的な活動がなじまないという面が問題である。今後は、庭園の一層の保全・活用に向けて走りながら、専門職とボランティアの住み分けを考えていく必要があると考えている。

(山師の人材育成支援)

- ・ 長期的なスパンで補修材を生産する山師の育成を強化する必要がある。
- ・ 学生のボランティアが参加しているが、なかなか就職にはつながらない。

② 情報連携

(保存技術の担い手の情報発信強化)

- ・ 各種保存技術保存団体が懸命の保存活動を展開しているが、現在の厳しい状況を発信して、多様な支援を受けられるような情報発信の強化が求められている。

(庭園の維持管理のための情報連携強化)

- ・ 所有者が庭園をどうにかしたいと思ったとしても、誰に頼むのかという問題が生じる。個人加盟ベースでの団体である(財)日本造園修景協会京都府支部(会員は70名程度)があり、この団体との連携ができないかと考えている。またその連携に対して、コーディネートの役割を緑化協会が担うことも考えられる。

③ 資金調達

(保存技術の活用開拓支援)

- ・ 保存技術の継承のためには、技術を活用できる市場を確保する必要がある。

(補修材の安定供給のための支援)

- ・ 木造住宅の減少などから、林業が衰退し、文化財補修の材料となる檜皮などの確保が難しくなっている。何らかの資金的補助が求められている。

(4) その他の課題

(文化財を核にした良好な景観形成)

- ・ 新しい住宅の建築などにより、京都市内の景観は悪化している。
- ・ 文化財を核にしたバッファゾーンのあり方を明確にして共有する必要がある。
- ・ 庭園からの良好な眺望を確保するような仕組みが求められている。

(文化財支援に関する多様な関係者の巻き込み)

- ・ 民間業者の確保や指導は難しい。
- ・ 各大学が、関西古美術連盟や文化財支援に関するサークル活動に対し、援助や奨励を行う制度は現状ではない。京都コンソーシアムのような単位認定制度を活用して、文化財への関心を生むきっかけづくりが求められる。

V. 文化財支援のあり方に関する検討（ワーキング検討結果）

1. 文化財を活かした京都の魅力向上のあり方

文化財の保存及び公開・活用を地域で効果的に支えていくためには、従来の関係者以外の主体を幅広く巻き込んでいくことが欠かせない。

また、大学・NPO／NGO・地域住民のニーズを総合して、「文化財周辺の公共資源を発見し、社会問題の解決に活用する方途を創る」ことで、文化財がコミュニティの資金源になっていくような取組を推進していく必要がある。

さらに、取組の推進にあたっては、「①文化財（と周辺資源）を尊重しようとする試み（保存、保全、防災、信仰の文化支援等）」、「②文化財（と周辺資源）を可視化しようとする試み（撮影、音楽・美術等）」、「③文化財（と周辺資源）を伝える試み（映画、出版、映画化、上映会、メディアへの発信確保等）」、「④文化財（と周辺資源）を体験しようとする試み（食文化、食育、座禅、宿坊等生活体験等）」といった事業が考えられる。

【検討概要】

(1) 学生の視点からのアプローチ

【現状】

- ・ 京都に住む大学生が文化財に触れる機会がないまま卒業していくケースも見受けられる。
- ・ 春と秋の二回実施される特別拝観では、京都の大学生サークル「古美術研究会」のメンバーが運営のサポートする取組がある。
- ・ 大学は「大学コンソーシアム」をはじめ、企業、NPO、NGO とのインターンシップのルートを確立している。文化財（を中心としたまちづくり）に関する講義認定の動きなども検討されている。

【課題】

- ・ 大学生にとって拝観料が高いという意見もあり、気軽に行くことができない問題がある。
- ・ 拝観時間の関係で接触する機会が減り、夜間拝観等のシーズンしか拝観できない問題がある。

【今後の展開】

- ・ 大学生の文化財への関心を高めるため、文化財関係の伝統的なお祭りの現場を体験する機会を増やす学習環境づくりに取り組む必要がある。
- ・ 大学生が真剣に文化財活動に取り組むことができるように大学側が単位認定する制度を確立する。（大学コンソーシアムとの連携促進）

(2) NPOの視点からのアプローチ

【現状】

- ・ 1998 年の「NPO 法」の制定以来 NPO の設立件数は増えたが、資源が足りなく財政的に厳しい状況のなかで活動している。

【課題】

- ・ NPO の多くは事務所、集会場や展示場に苦慮しており、高いコストを払って借りることができないという悩みがある。

【今後の展開】

- ・ 集会できる場所を文化財保有者に提供して頂き、その場所を活用する機会を増やす方策を検討する。
- ・ NPO の理念や事業に文化財との接点を持ちながら、文化財以外の分野においても文化財の価値が高まるような事業の展開を促進する。

(3) 地域住民の視点からのアプローチ

【現状】

- ・ 地域住民の多くは、どのような文化財が身近に存在しているか知らないケースが多く、日常において文化財との接点が多いとは言えない状況がある。
- ・ 地域の様々な問題、例えば、共同体の崩壊など地域の繋がりが希薄になっている状況のなか、文化財が地域を繋ぐ資源になっていない現状がある。

【課題】

- ・ 文化財を鑑賞・信仰する対象として身近に活用できる場として文化財を考える必要がある。
- ・ 地域住民が思い浮かべやすいイメージを描きながら文化財に接触でき、頻繁に足を運んでもらう機会を作ることが課題である。
- ・ 文化財だけでなく宗教施設や地場産業に基づく周辺資源に目を向け、包含した形で活用する財源を作ることが課題である。
- ・ たとえば門前町に広がる文化財の保存・伝承の仕方を参考にするなど、文化財を保全・活用する技術を探ることが課題となる。
- ・ 京町屋は地域資源として所有者、居住者だけでなく、行政や職能メンバーと連携しながら保全活動していくことが課題である。

【今後の展開】

- ・ 文化財保全・活用の財源を確保するために、資金や人材の流動化を図るような文化財の周辺の資源を活用する仕組みづくりに取り組む。
- ・ 若者が地域とつながりのあるコミュニケーションの場として文化財を活用し就業機会の場として形成する。
- ・ 文化財が「コミュニティセンター」として、地域住民が集まりやすい拠点となる機能を果たす仕組みづくりに取り組む。
- ・ 地域住民が地域の様々な問題を解決に向けて合議する場として利用し、文化財を感じることができるよう活用を促進する。

2. 文化財支援団体の機能強化・ネットワーク形成

文化財の保存及び公開・活用を地域で効果的に支えていくためには、これまで関わりの少なかった住民や NPO、企業等を新たに幅広く巻き込んでいくことが欠かせない。

前提として、地域の文化財の保全状況を全体的に把握しておく必要がある。リアルタイムに保全状況の情報が集約されるような仕組みが求められる。保存技術を有する担い手の所在を集約して、文化財の種類や状況に応じて柔軟に補修対応できる技能者を活用・調整する支援機能が必要である。

あわせて、技術の伝承、技能者の育成が課題となっているが、保存技術を活用可能な市場の拡大、雇用環境の整備が求められている。

また、所有者がこまめにメンテナンスを依頼できるような安心な仕組みを構築する必要がある。安心な仕組みには、技能者の保存技術の担保、修復費用の基準の設定などが求められる。

補修に関する資金調達の切り口として、企業のCSR活動との連動が考えられる。補修事業の中に企業の参画メリットをどのように創出できるかが鍵となる。

【検討概要】

(1) 文化財修復に関する支援者のネットワーク構築の必要性

【現状】

- ・ 指定・登録文化財の保全状況の詳細が把握できていないものもある。
- ・ 国宝指定される可能性のある未指定文化財が、どこにどれだけ存在しているのか把握できない状態にある。
- ・ 文化財の補修に関して、保存技術の担保や金額の不透明感等の不安感が所有者に存在している。

【課題】

- ・ 地域にどのような技能者がいるか、補修材の質をどのように担保していくかなど、文化財修復に関する補修事業の動向を把握する必要がある。
- ・ 文化財修復の人材に関する調査は補助事業の対象にならず、調査費用を工面する必要がある。

【今後の展開】

- ・ 地域の文化財の保全状況を拾っていく必要があり、目利き人材のネットワーク化が急がれる。
- ・ 既存の支援組織には専門領域があるので、それぞれの強みを生かしながら連携することによって、相互補完関係で幅広い文化財修復の課題に対応する体制を構築する。

(2) 民間企業のCSR活動との接点を模索する必要性

【現状】

- ・ 企業の CSR 活動が盛んになっており、大企業を中心に、社会貢献のあり方を真剣に考え始めている。企業の CSR 活動は、環境や教育分野での取組が多い。

【課題】

- ・ 株主に対して明確な説明責任を果たす必要性が高まっており、文化財の修復に関する企業の参画メリットを明確にする必要がある。

【今後の展開】

- ・ 企業の CSR との接点を仕組み化することで、文化財保全活動への資金を調達する取組を推進する。民間企業の社員が社会に出て貢献できる CSR の受入窓口などを整え、NPO などが調整しながら展開することが望ましい。

3. 求められる文化財支援のあり方～文化財所有者の観点から～

文化財の維持・管理における、文化財所有者のさまざまな負荷に対してサポートする仕組みが求められている。所有者の負荷において、維持管理資金の不足が大きなウエイトを占める。そこで、一般公開などの文化財を活かした多様な楽しみを共有する場を増やしていく必要があるだろう。このような場を通して、資金、人の手が集まり、認知度・関心度も高まっていく。特に、所有者と地域のコミュニケーションを深めていくことが円滑な場の形成のための必要条件となる。

資金調達に関しては、ある程度大きな規模を確保しなければ、根本的な解決策に至らない。世界の富裕層に対して、文化財のある風景、暮らしを体験して頂き、支援を獲得するなど、思いきった戦略も求められている。

一方で、公的支援のさらなる充実も求められる。特に、文化財支援に関する税制運用のあり方は、喫緊に検討されるべきテーマである。

【検討概要】

(1) 文化財民家を所有・維持する方法

【現状】

- ・ 文化財民家で生活することは理想だが、現代的な様式を取り入れ修復しなければ生活を続けることができない厳しい現実がある。
- ・ 文化財民家に住まなくなる場合、扉や窓を全て閉めたままの状態では通風ができないから、建物の状態が余計に悪化することになる。

【課題】

- ・ 民家は痛みが進む状態になる前に、暫定的なかたちでも修復することが課題である。
- ・ 「管理棟」に住めば文化財民家の管理が難しくなる。

【今後の展開】

- ・ 後世へ残さなければならぬ動機づけになるよう、文化財民家を正確に評価できる社会システムづくりに取り組む。

(2) 地域の支援者による一般公開のサポート体制づくり

【現状】

- ・ 文化財を維持し続けることは、所有者にとって様々な負荷がかかり、非常に大変なことである。
- ・ 新聞など各種メディアの協力により、文化財民家の一般公開に関する情報が取り上げられたので、多くの見学者が訪れる結果となった。
- ・ 一般公開に先立つ周辺環境の清掃、当日の駐車場管理や案内説明等の仕事に対し地域のボランティアのサポートがあった。

【課題】

- ・ 一般公開へ車で来られる見学者がいるため、周りの集落地帯で渋滞が起こるなど地域住民に迷惑をかける場合もある。
- ・ 金銭的な報酬以外に一般公開を支援して下さるボランティアが満足感を得るための方法を模索する必要がある。

【今後の展開】

- ・ 文化財民家を保存・維持する意義が十分に理解されていれば、一般の方にも協力が得られやすくなるので、積極的に文化財の現状を伝達する活動に取り組む。

(3) 文化財保存のための税金、寄付等の制度づくり

【現状】

- ・ 文化財保存のための寄付活動は、海外と比べ税制上の優遇措置等の制度で寄付のあり方が違う場合が多い。
- ・ 日本では宗教法人には寄付の受け皿があるが、個々の文化財民家には寄付を受けるシステムがない。

【課題】

- ・ NPO 法人の場合でも収入を得る事業に対しては課税される制度があり、文化財への寄付活動を妨げている課題がある。

【今後の展開】

- ・ 文化財など特定の対象へ寄付をしたいという場合、目的寄付により資金を調達できる制度づくりが求められる。
- ・ 民間企業の文化財への寄付活動に対し、税金を優遇する制度の確立を期待する。
- ・ まとまったロットの資金を調達するための大胆な戦略を打ち出す。

4. 地域で支える文化財支援の仕組み・機能～メディアからの視点を中心に～

文化財の伝承，文化財保存技術の継承，支援主体の巻き込みにおいて，多様なメディアが非常に重要な役割をもつ。映像や出版などのメディアミックスによって文化財の意味付けが幅広く行われ，認知度・関心度の高まりが促進される。

文化財支援を促進するメディアのコンテンツとして，教育資源として焦点を当てる，地域固有のストーリーとして焦点を当てる，地域が保有する大切な技術として焦点を当てる，集客交流資源として焦点を当てるといったことが挙げられる。

【検討概要】

(1) 教育資源としての焦点

【現状】

- ・ 京都市内の小学校では，市内の文化財を調べて発表するようなメニューが実施されている。
- ・ 文化財に疎遠な両親も，子どもたちの発表を通して，身近なものとして感じる機会になっている。

【現状】

- ・ 個別に取組が行われ，地域独自の取組としての広がりまでには至っていない。

【今後の展開】

- ・ 各小学校や教育委員会の取組に文化財をリンクさせ，地域教育の重要な資源として文化財を位置づける。

(2) 地域固有のストーリーとしての焦点

【現状】

- ・ 有識者やボランティアを中心に，個別に語り部の取組が展開されている。

【課題】

- ・ 体系的な学習システムはなく（情報，知識が個人の中にストックされている），文化財の奥深さを正確に説明できる方の人数がまだまだ少ない状況である。
- ・ 最近，京都の文化財の専門的な知識を得たいという方が増えているが，そのレベルの知識では文化財の深いレベルの説明は難しい。

【今後の展開】

- ・ 博物館や美術館に勤める学芸員を支えるような制度があるように，文化財でも語り部を支えるような制度づくりに取り組む。
- ・ 文化財の専門的な知識を学べる機会を地域に用意する。（語り部の伝承）

(3) 地域が保有する技術としての焦点

【現状】

- ・ 文化財の保存技術も個人のノウハウとしてストックされており、地域が誇る技術としての認知度・関心度が低い状況にある。
- ・ 修復現場の公開事業の取組が行われており、参加者の満足度は高い。

【課題】

- ・ 技術者が技術を正確に伝承できるような環境が整っていない。(技術を活かした仕事が少ない、社会的な重要性があることをあまり認知されていない等)

【今後の展開】

- ・ 文化財保存技術の社会的重要性を強く発信しながら、事業環境の整備を図り、職業としての社会的な立ち位置の向上を図る。

(4) 集客交流資源としての焦点

【現状】

- ・ 旅行代理店やマストラフィック事業者を中心に、集客交流資源として文化財が広くPRされている。

【課題】

- ・ 集客交流資源としての文化財の意味付けは広く認知されているところであるが、多くの観光客による受益を京都の文化財を広く守っていくために還元されていない状況が見受けられる。

【今後の展開】

- ・ 旅行代理店のような中間業者が文化財保護に対し少しでも負担することでメリットが生まれるような仕組みを構築して、そこに(来訪者として)参加する意味をPRしていく必要がある。

5. 文化財支援組織の資金調達・資金運用

低金利時代において、一定のまとまった運用益を確保する取組が求められている。ある程度の運用益を確保しようとする際、まとまった基金の規模があることが必要条件となる。関連団体ごとに基金を集約化していく取組も検討される必要がある。

また同時に、資金調達の強化を図る必要がある。資金調達の強化の視点として、所有する文化財を適切に活用した自主事業を実施する視点、リターンを前提とした出資を誘引する視点、完全な寄付を拡大する視点が挙げられる。

自主事業は、公開・活用事業が中心に行われているが、ライセンスビジネスなど、多様なスキームを検討する必要がある。

出資に対するリターンは、資金による返還だけではなく、会員特典などによる価値の高い経験や情報の提供で行なうこともあり得る。

寄付の拡大については、社会制度として寄付が効果的に行われるような税制の見直しが効果的である。

【検討概要】

(1) 文化財支援の効果的な基金運用の体制整備

【現状】

- ・ 個別の団体が、個別に基金を運営している状況である。
- ・ 低金利の時代に、まとまった利子が得られるだけの基金規模は有していない団体が多い。

【課題】

- ・ 金融機関では、リスクがない形でより有利な利率が設定された金融商品が開発されているが、まとまった規模の資金が条件となっている。

【今後の展開】

- ・ 低金利時代においても安定した一定規模の運用益を確保できる仕組みづくり（基金の一元化・集約化など）が必要。

(2) 文化財支援の効果的な基金調達のスキーム開発

【現状】

- ・ 文化財による資金調達は、公開・活用事業が中心になって展開されている。

【課題】

- ・ 文化財はビジネスのシーズとして多様なビジネスが派生されるような取組が望まれている。

【今後の展望】

- ・ 自主事業は、公開・活用事業が中心に行われているが、ライセンスビジネスなど、多様なスキームを検討する必要がある。
- ・ 出資に対するリターンは、資金による返還だけではなく、会員特典などによる価値の高い経験や情報の提供で行なうこともあり得る。

(3) 文化財支援のための寄付の拡大

【現状】

- ・ アメリカの社会貢献について、基本的に大きな企業が寄付する理由の一つとして、社会的プレッシャーが挙げられる。寄付しなければ株価が下がるという経済合理性のはたらきによるところが大きい。

【課題】

- ・ 寄付に対する捉え方や認識が限定的で拠出意欲が湧きにくい環境にある。

【今後の展開】

- ・ 文化財支援に対する寄付に対する免税措置の充実が求められる。